

第3次 神流町総合計画

群馬県 神流町

令和5年3月



目次

第1部 序論	1
第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の位置付けと役割	2
3 計画の概要	3
第2章 神流町を取り巻く状況とこれからの課題	5
1 人口・世帯	5
2 労働力・産業	7
3 アンケート調査による住民の意識	8
4 時代認識と本町に求められる取組の整理	12
第2部 基本構想	17
第1章 神流町がめざす未来	17
1 まちづくりの基本理念	17
2 10年後のめざす姿（将来像）	18
第2章 まちづくりのフレーム	19
1 人口指標	19
2 住民の幸福感・暮らしやすさ指標	21
第3章 まちづくりの目標（分野別の基本方針）	22
基本目標1 自然と共生するこれからも暮らしたいまち	22
基本目標2 暮らしを支え、賑わい・活力を興すまち	23
基本目標3 郷土を育み、未来を担う人財を育むまち	24
基本目標4 健やかに自分らしく生きるまち	25
基本目標5 お互いの心がかよい、つながりを生むまち	26
基本目標6 持続可能な未来をともに築くまち	27
施策体系	28
第3部 基本計画	29
序章 基本計画について	29
1 基本計画の目的と計画期間	29
2 SDGsによる取組との一体的な推進について	30
3 重点プロジェクト	32
基本目標1 自然と共生するこれからも暮らしたいまち	35
施策1-1 土地利用・自然環境の保全	35
施策1-2 道路・交通網	38

施策 1-3	脱炭素・循環型社会	40
施策 1-4	住環境・水道・生活排水施設	42
施策 1-5	新しい生活様式・デジタル化の推進	45
施策 1-6	消防・救急体制・防災	47
施策 1-7	防犯・交通安全	50
基本目標 2	暮らしを支え、賑わい・活力を興すまち	53
施策 2-1	農林業	53
施策 2-2	観光業	57
施策 2-3	商工業	61
施策 2-4	雇用対策・新たな産業の育成	63
基本目標 3	郷土を育み、未来を担う人財を育むまち	65
施策 3-1	学校教育・青少年健全育成	65
施策 3-2	生涯学習	69
施策 3-3	スポーツ・レクリエーション	71
施策 3-4	地域の歴史・文化	73
基本目標 4	健やかに自分らしく生きるまち	75
施策 4-1	健康づくり・保健活動	75
施策 4-2	地域福祉	78
施策 4-3	高齢福祉	81
施策 4-4	子育て支援・少子化対策	84
施策 4-5	障害福祉	87
施策 4-6	医療	89
基本目標 5	お互いの心がかよい、つながりを生むまち	91
施策 5-1	地域コミュニティ・協働のまちづくり	91
施策 5-2	人権・男女共同参画	93
施策 5-3	移住定住の促進	95
基本目標 6	持続可能な未来をともに築くまち	97
施策 6-1	健全な行財政運営	97
施策 6-2	自治体のデジタル化推進	100
施策 6-3	官民連携・広域行政	102

資料編 105

資料 1	策定組織・協議	105
1	神流町総合計画策定条例	105
2	神流町総合計画審議会条例	107
3	第3次神流町総合計画審議委員	108
資料 2	諮問・答申	109
1	諮問書	109
2	答申書	110

第1部 序 論

第1部 序 論

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の目的

神流町(以下、「本町」とします。)では、平成25年度に「小さな町の底力！住民主役のまちづくり」を将来像に掲げ、計画的・効率的な行政運営の指針として、第2次神流町総合計画(平成25年度～令和4年度)を策定し、各種施策や事業を推進してきました。

この間、少子高齢化による加速度的な人口減少や、それに伴う経済規模の縮小、地域活力の低下、新しい生活様式への転換など、町を取り巻く情勢は大きく変化し、社会経済環境をはじめ、様々な分野に大きな影響を及ぼしています。

また、地方分権の推進により、地方公共団体の果たす役割への期待と住民との協働に対する重要性が増すとともに、行財政運営の再構築が求められます。

このような状況を踏まえ、これからの時代にふさわしいまちづくりに取り組む必要があります。

そこで、現在の第2次神流町総合計画が令和4年度で終了することを機に、新たなまちづくりの指針となる新たな基本構想を掲げるとともに、中長期的な視点から基本計画を策定するものです。

2 計画の位置付けと役割

総合計画は、町政の最上位計画に位置付けられ、本町の将来像や基本的な行政の取組を定める10年間の長期計画であり、住民と行政が互いに協力し、工夫しながら進めるまちづくりの指針となるものです。

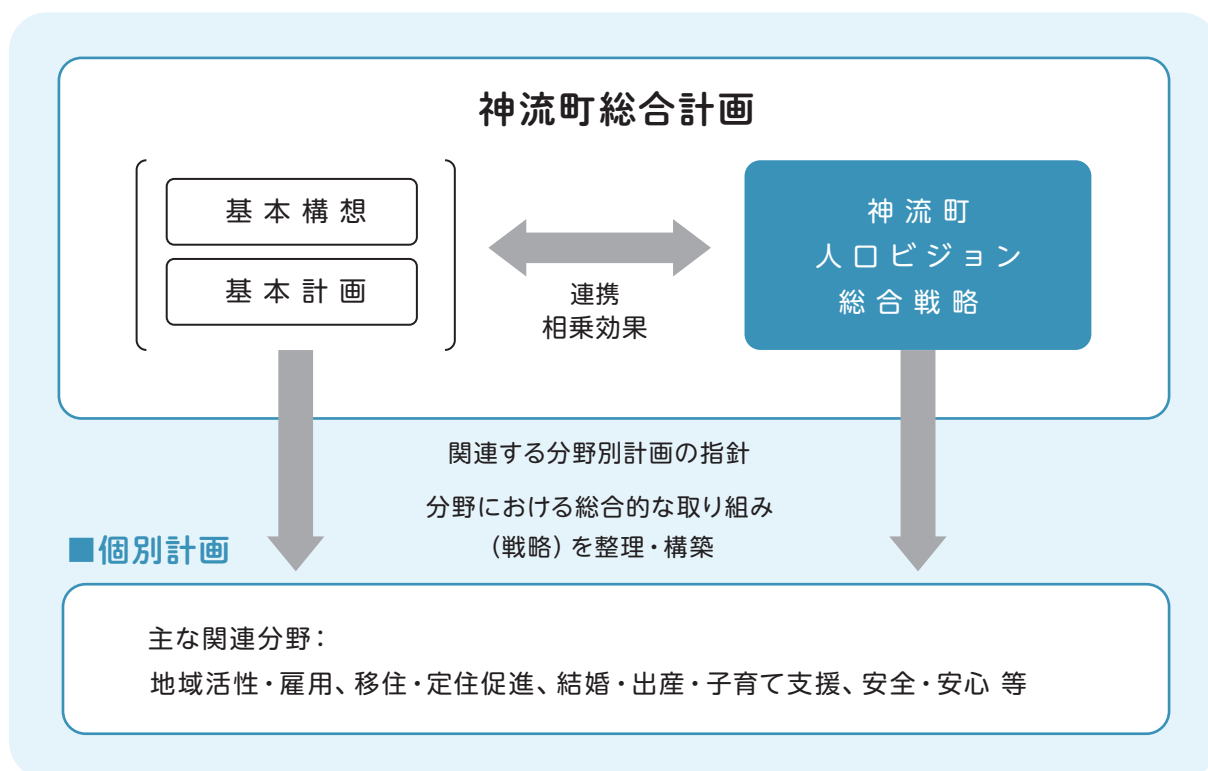
一方で、町ではこれまでも多くの分野で個別計画を策定しています。これらの計画は、それぞれの分野において法制度の制定・改正や直面する課題などに対応するために、必要に応じて策定してきたものです。

そのため、各分野で策定する個別計画は、本計画で示す将来像と目標を実現するために社会情勢や制度改正に的確に対応する、より具体的な施策・事業計画と位置付けます。

[第2期人口ビジョン総合戦略との整合]

まち・ひと・しごと創生法第10条に定められた「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置付けられ、国、県及び「第2期神流町人口ビジョン・総合戦略」を踏まえ、まちの創生に向けた戦略的な取組との整合を図ります。

図表 総合計画と人口ビジョン・総合戦略との関連

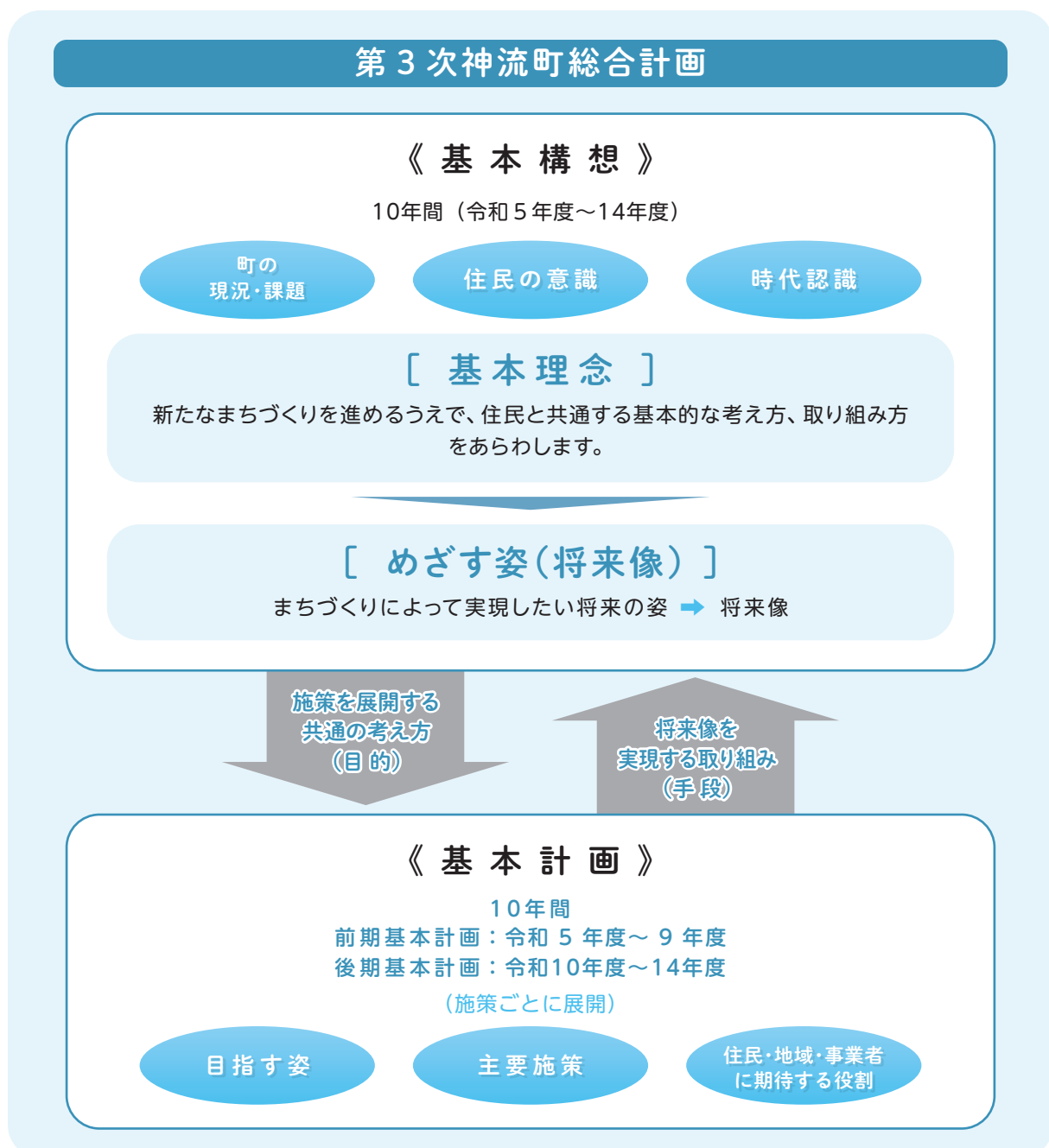


3 計画の概要

第3次神流町総合計画は、「基本理念」と「めざすまちの姿(将来像)」を一定期間変わることのない基本的なまちづくりの方向性を示すものとして、10年間の「基本構想」としてまとめます。

また、「基本計画」では、先行きの見通しが不確実な現代の時代背景や社会の動向、住民のニーズ等に対し、柔軟に施策を進行ができるよう、施策ごとに「めざす姿」、「主要施策」、「住民・地域・事業者」に期待する役割」を示します。

図表 計画の目標年次と計画の概要



(2) 計画の構成と計画期間

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されています。

● 基本構想

基本構想では、各分野の「めざすまちの姿」を明らかにしたうえで、その実現に向けた「まちづくりの目標（基本方針）」と「施策体系」を示します。

● 基本計画

基本構想で示されたまちづくりを実現するための「主要施策」を示します。

なお、令和5年度からの5年を前期、令和10年度からの5年を後期の計画期間とします。

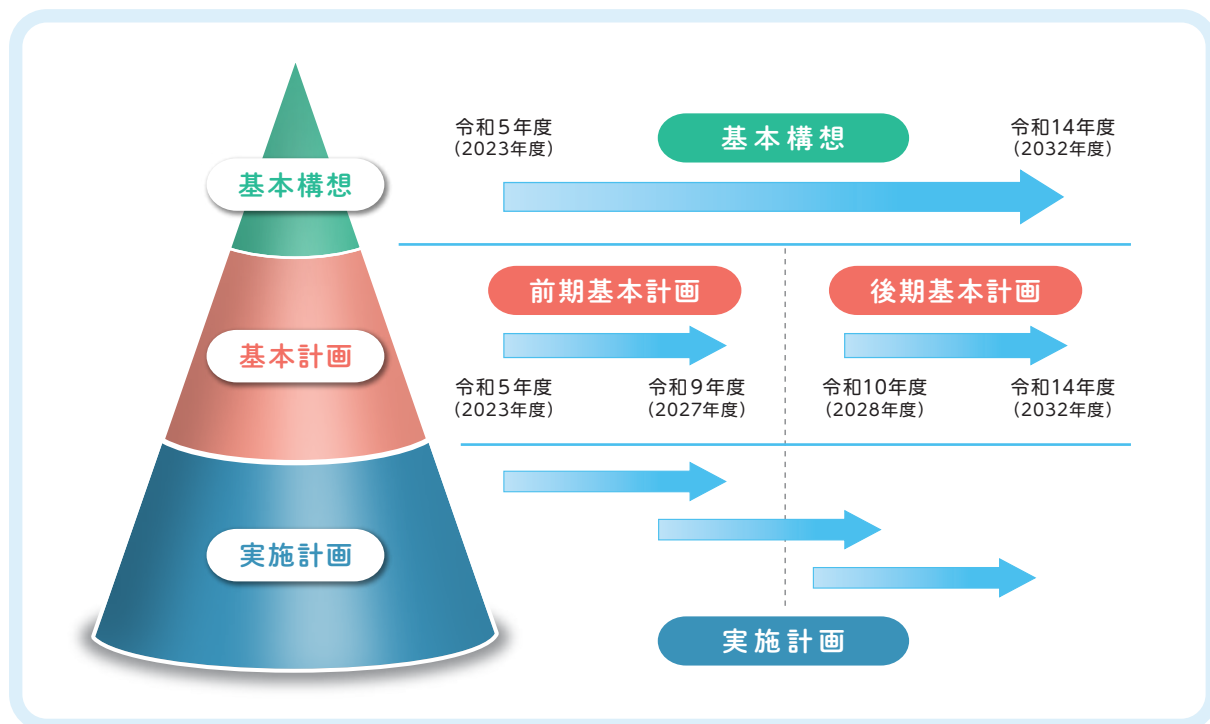
● 実施計画

基本計画で定めた主要施策を実現するための各年度の取組（事務事業）を掲載する計画であり、予算編成の指針となるものです。

実施計画の計画期間は3年間としますが、社会経済や財政状況等を勘案しつつ、柔軟に対応できるよう、毎年度、行政評価の結果などを踏まえて見直しを行い、目標達成に向けて取り組みます。

基本構想及び基本計画の計画期間は以下のとおりです。

図表 計画期間



第2章 神流町を取り巻く状況とこれからの課題

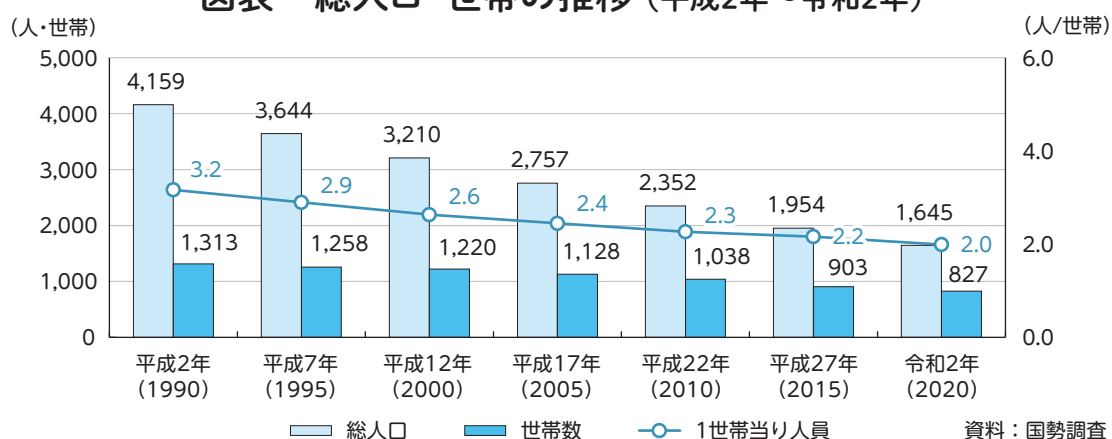
1 人口・世帯

(1) 総人口・世帯数の推移

国勢調査による本町の総人口は減少傾向にあり、令和2年では1,645人、平成22年からの10年間で、707人減少しています。

また、世帯数については令和2年に827世帯、一世帯当たりの人員についても2.0人/世帯となっています。

図表 総人口・世帯の推移（平成2年～令和2年）

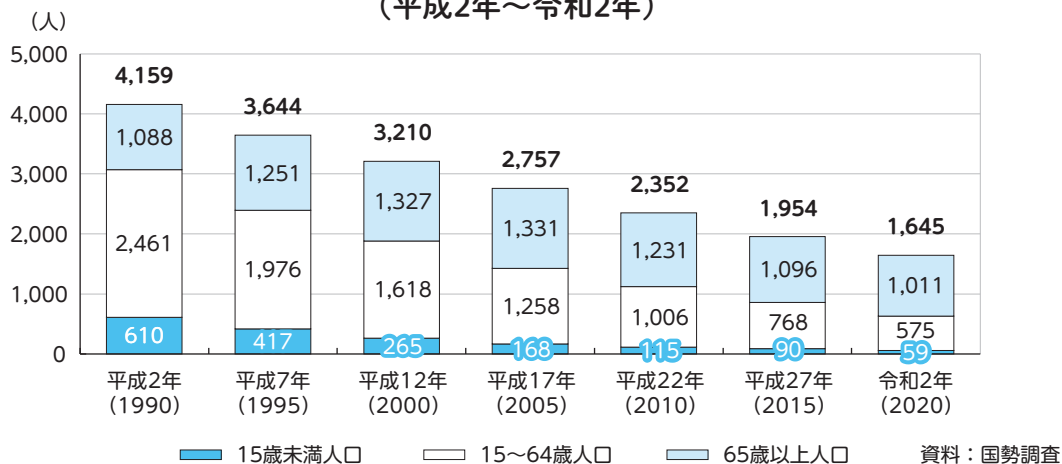


(2) 年齢別人口の推移（構成比）

国勢調査による年齢別（3区分構成比）の推移をみると、各年齢区分で人口が減少する中で高齢化率は増加し、令和2年の65歳以上の割合は61.5%を占めています。

また、平成2年以降、令和2年までの間に15歳未満人口は1/10に減少するなど、少子化の進行がみられます。

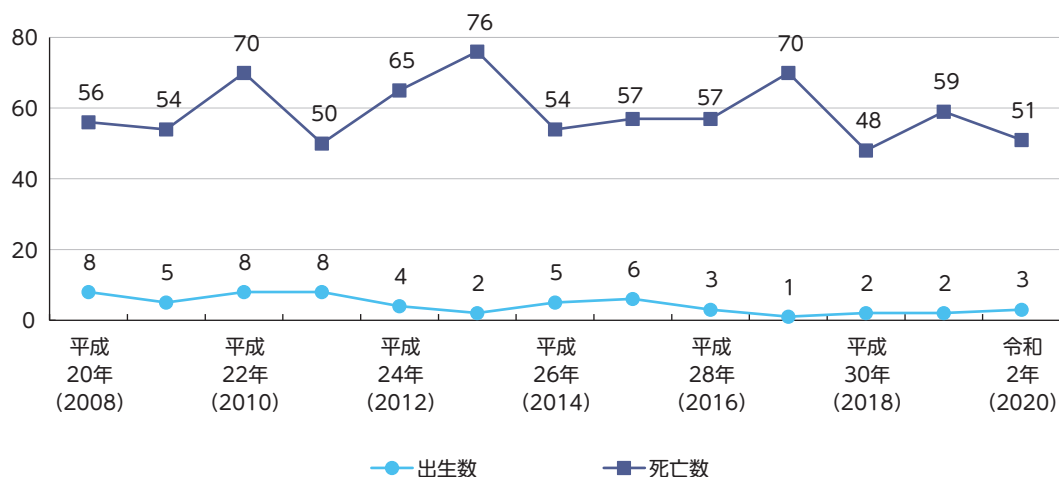
図表 年齢別人口割合の推移（年齢3区分）
（平成2年～令和2年）



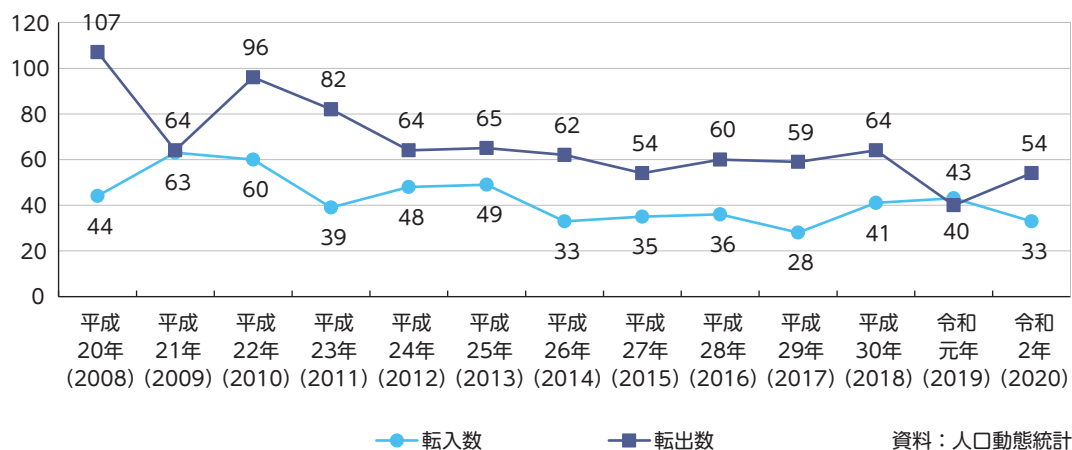
(3) 人口動態

本町の人口動態は、近年、死亡者数や転出者数が、出生者数や転入者数を上回る傾向が続き、人口は年間平均で80人程度減少している状況です。

図表 自然動態(出生・死亡)の推移
(平成20年～令和2年)



図表 社会動態(転入・転出)の推移
(平成20年～令和2年)



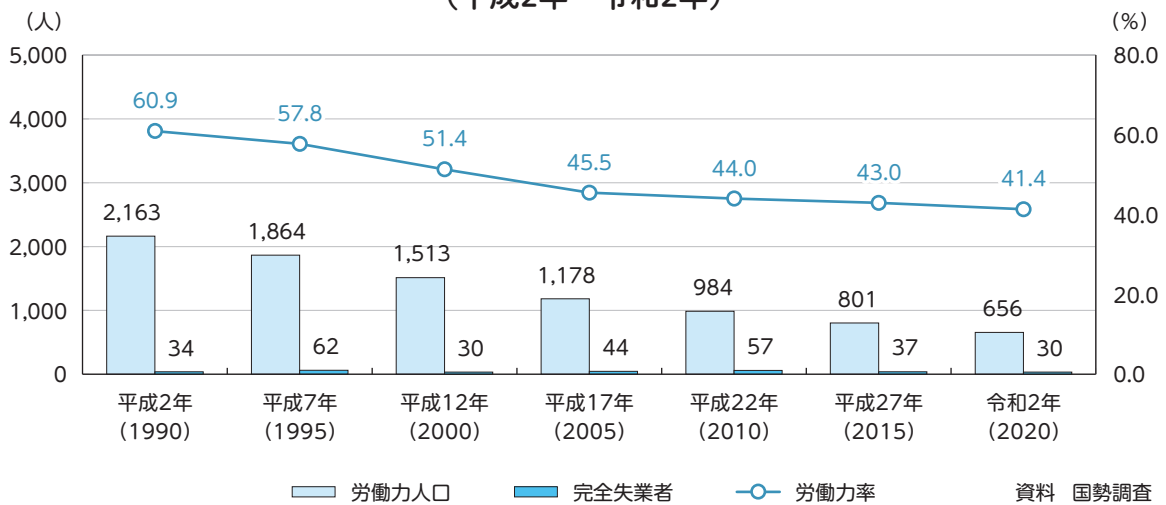
資料：人口動態統計

2 労働力・産業

(1) 労働力人口

国勢調査による労働力人口の推移をみると、令和2年は656人となっており、減少傾向にあります。
また、令和2年の労働力率(15歳以上の人口に占める労働力人口の割合)は、41.4%、完全失業者数は30人(4.6%)となっています。

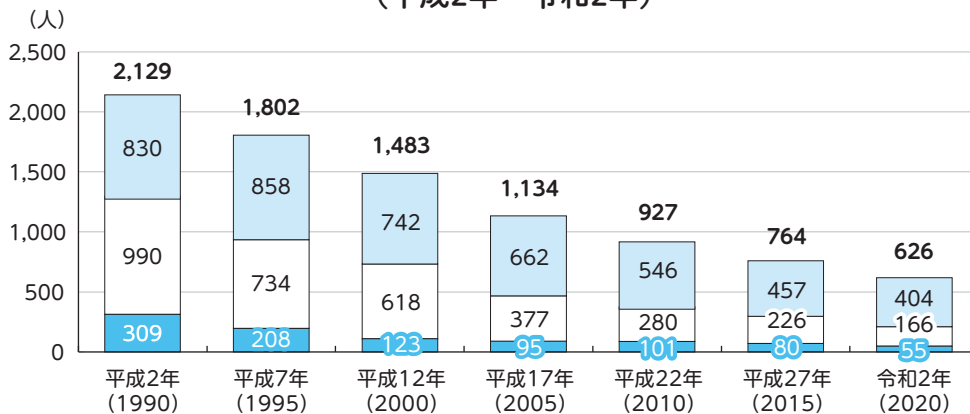
図表 労働力人口・労働力率の推移
(平成2年～令和2年)



(2) 産業別就業者数(就業構造)

国勢調査における産業別就業者数の推移をみると、第1次・第2次・第3次産業に従事する就業者数が減少しています。令和2年の就業者数は626人であり、町内就業者の6割以上(404人)が第3次産業に従事しています。

図表 産業別就業者数の推移
(平成2年～令和2年)



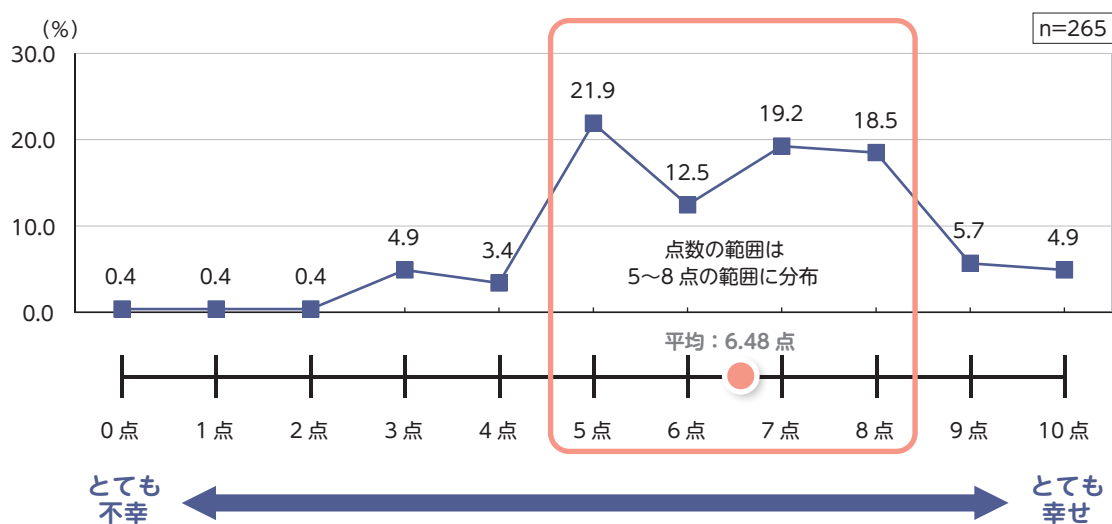
※総就業者数は、分類不能の就業者数を含みます

3 アンケート調査による住民の意識

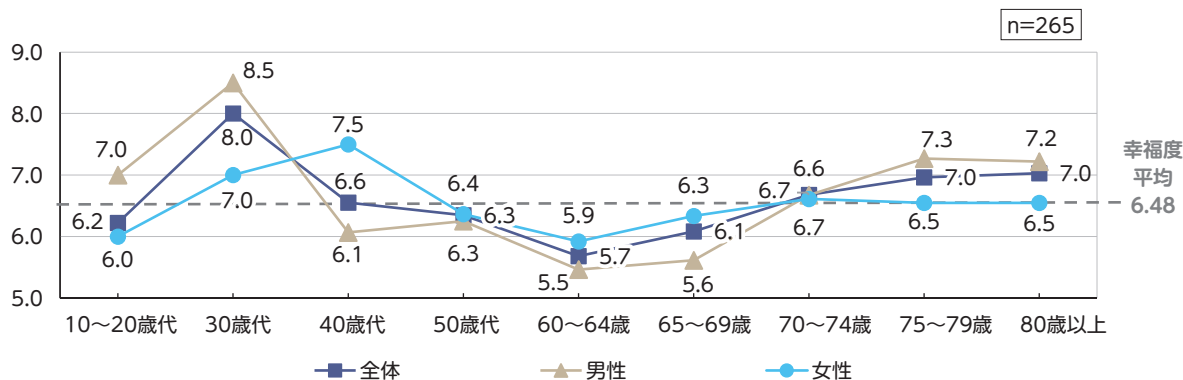
(1) 住民の幸福感について

- ◎ 住民の幸福感は、平均で6.48点となっており、点数別では、「5点」(21.9%)、「7点」(19.2%)、「8点」(18.5%)が上位に挙がっています。
- ◎ 点数は平均値に回答が集中しているのではなく、5～8点の範囲に分布しています。
- ◎ 性別・年齢による幸福感を比較すると、50～69歳で男女ともに幸福度が相対的に低くなってほかに、30・40歳代で性別による差がみられます。

図表 幸福感(10段階)



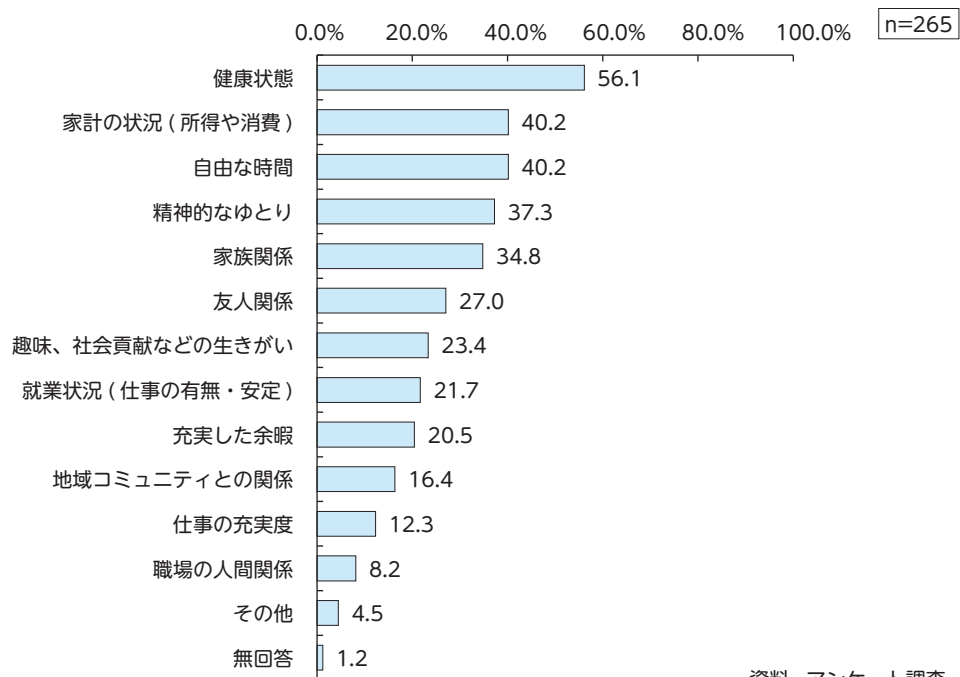
図表 性別・年齢による幸福感(性別・年齢別:平均値)



資料 アンケート調査

- ◎ 幸福感を判断する際に重視した点では、「健康状態」が56.1%で最も多く、次いで「家計の状況（所得や消費）」、「自由な時間」がともに40.2%と上位に挙がっています。

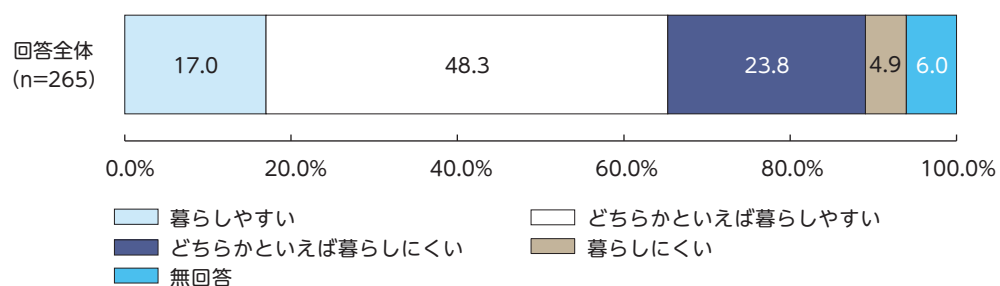
図表 幸福感を判断する際に重視した点



(2) 暮らしやすさ

- ◎ 神流町の暮らしやすさについては、「暮らしやすい」、「どちらかといえば暮らしやすい」を合わせた65.3%が「暮らしやすい」、「どちらかといえば暮らしにくい」、「暮らしにくい」を合わせた28.7%は「暮らしにくい」と回答しています。

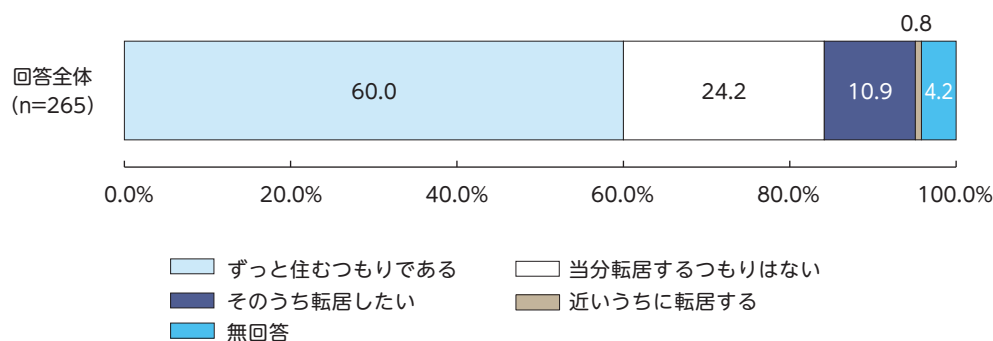
図表 神流町の暮らしやすさ



(3) 定住意向と住み続けたい・転居したい理由

- ◎ 神流町の定住意向については、「ずっと住むつもりである」が60.0%と最も多くなっています。次いで「当分転居するつもりはない」が24.2%、「そのうち転居したい」が10.9%となっています。
- ◎ 住み続けたい理由では、「自然環境にめぐまれている」(61.4%)、「地域での人間関係がよい」(43.9%)、「治安がよい」(36.3%)を上位に挙げています。
- ◎ 転居したい理由では、「買物や生活に不便」(71.0%)、「交通の便が悪い、通勤・通学に不便」(45.2%)、「行政サービスがよくない」、「住宅事情がよくない」(ともに16.1%)を上位に挙げています。

図表 定住意向



図表 住み続けたい理由(上位3位)

(n=223)

順位	理由	構成比 (%)
第1位	自然環境にめぐまれている	61.4%
第2位	地域での人間関係がよい	43.9%
第3位	治安がよい	36.3%

図表 転居したい理由(上位3位)

(n=31)

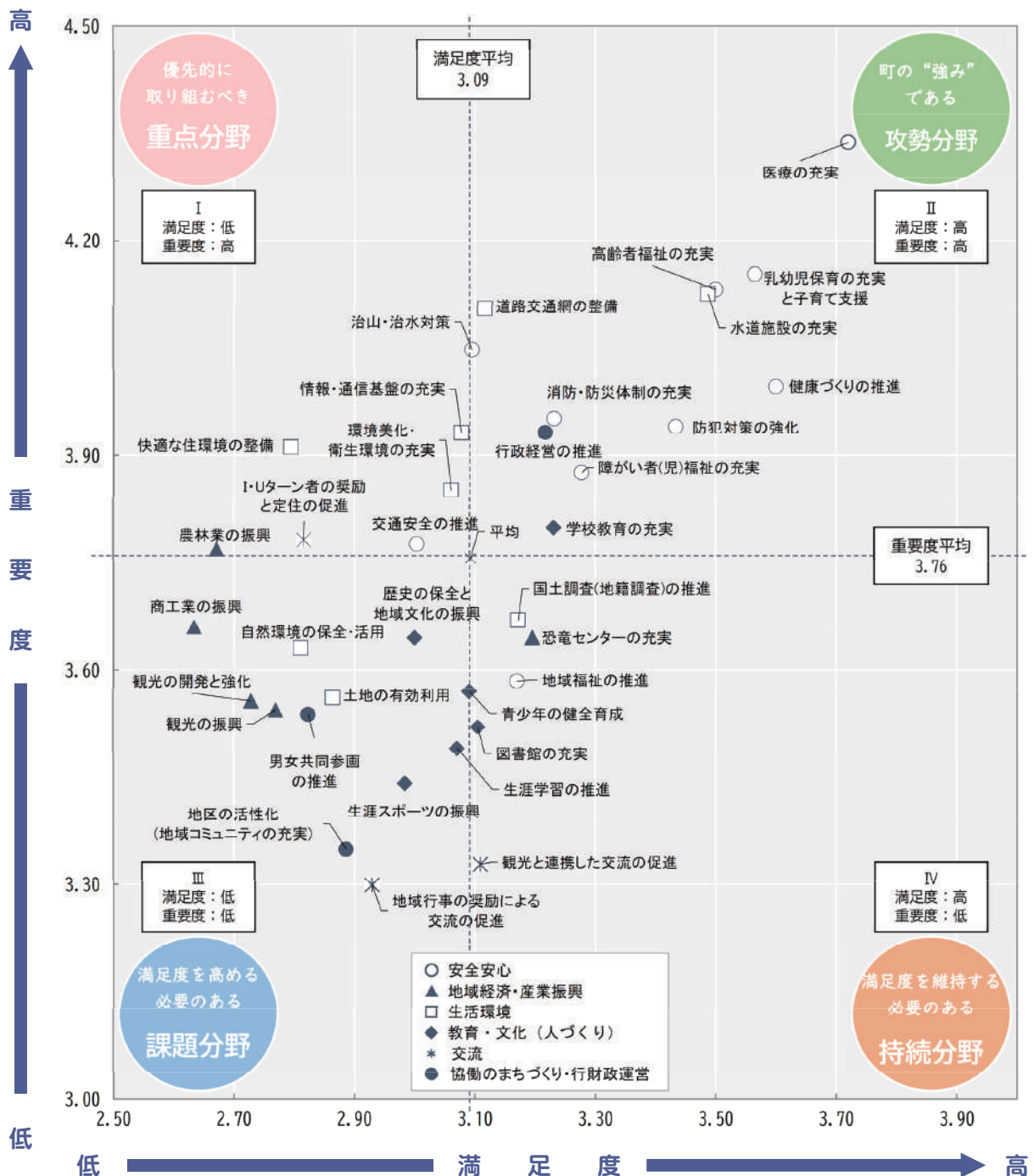
順位	理由	構成比 (%)
第1位	買物や生活に不便	71.0%
第2位	交通の便が悪い、通勤・通学に不便	45.2%
第3位	行政サービスがよくない、住宅事情がよくない	16.1%

資料 アンケート調査

(4) 施策の満足度・重要度

◎ 町が優先的に取り組むべき分野(図表左上)として、「情報・通信基盤の充実」、「快適な住環境の整備」、「環境美化・衛生環境の充実」、「I・Uターン者の奨励と定住の促進」、「交通安全の推進」、「農林業の振興」が挙げられています。

図表 施策の満足度・重要度



4 時代認識と本町に求められる取組の整理

町を取り巻く環境は、社会経済の動向や時代の変化とともに刻々と変化し、不確実で将来の予想が難しい状況の中、変化に柔軟に対応し、住民と行政が協働・連携したまちづくりを推進していく必要があります。平成30年7月に公表された「自治体戦略2040構想」(総務省)にみられるように、今後2040年頃にかけて国内の様々な危機を乗り越え、人口減少下において満足度の高い人生と互いを尊重し合う社会を構築するための新たな取組が求められています。

一方で、近年発生している新型コロナウイルス等による感染症や大規模な自然災害は、住民の生活と地域経済に大きな影響を与えるなど、取り巻く社会環境の複雑性が増し、次々と想定外の出来事が起こっています。

そこで、今後のまちづくりを進めるにあたっては、町を取り巻く時代認識から、新たな「まちづくり」に求められる視点を整理します。

(1) 人口減少社会の到来

[社会の動向]

国の総人口は、出生数の減少や死亡者数の増加等を背景に、今後も減少が続くと見込まれています。これによって、労働力人口の減少や経済規模の縮小、社会保障費の増大など、社会経済、ひいては地方財政に大きな影響を及ぼすことが予想されており、人口構造や世帯構造の変化がもたらす課題に対し、地域全体で取り組んでいくことが必要となっています。

また、地域社会においては担い手不足による地域の活力や、支え合い機能の低下など、暮らしに影響を及ぼすことも懸念され、国においても、人口減少に対応した制度の改革を進めるとともに、地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで「地域共生社会」の実現を目指しています。

■ 本町に求められる取組

- 国立社会保障・人口問題研究所による本町の将来人口の見通し(平成30年3月推計公表)は、2040年には、約690人と見込まれており、国内でも先行して高齢化が進む中で、今後さらに進行するとみられる地域経済の縮小や労働力人口の減少、地域機能の低下等、人口構造や世帯構造の変化がもたらす諸課題に対し、人口規模を見据え、地域全体で取り組んでいく必要があります。
- 住民がまちづくりの主体として積極的に参画できるよう、住民に最も身近な基礎自治体として、地域課題の解決やコミュニティの充実を図るための取組や仕組みづくりに向けて住民とともに取り組むことが求められます。

(2) 長寿社会・人生100年時代の到来

[社会の動向]

人口減少と同時に、国の総人口の21%超が65歳以上となる超高齢社会を迎え、日常生活において支援を要する住民に対応するための担い手や、増大する医療・介護費等への対応が喫緊の課題となっています。

一方で、わが国は健康寿命が世界一の長寿社会を迎え、今後「人生100年時代」を迎えることが予測されています。100年という長い期間をより充実したものにするためには、健康寿命延伸と併せて、世代や対象に応じた包括的な支援体制の構築とともに、高齢者をはじめ、すべての世代の住民が、切れ目なく学び、地域で活躍できる機会や場の形成が必要となります。

■ 本町に求められる取組

- 核家族や高齢者のみの世帯、高齢者のひとり暮らし世帯が増加するなど、世帯構成も変化してきており、こうした人口構造や世帯構造の変化がもたらす課題に対し、地域全体で取り組んでいく必要があります。
- 住み慣れた地域で誰もが安全・安心に暮らすことができるよう、世代や対象に応じた包括的な支援体制の構築とともに、高齢者をはじめ、すべての世代の住民が、切れ目なく学び、地域で活躍できる機会や場を形成することが求められます。

(3) 次代を担う子どもを安心して産み育てる社会の形成

[社会の動向]

少子化が進行する中で、子どもを欲しいと思う人が、安心して子どもを産み育てることができるよう、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)をはじめ、働き方や男女の役割に係る慣習を見直すとともに、子どもを育てやすい環境づくりを進めることが重要となっています。

また、子どもの貧困問題の根絶や人権の尊重、安全の確保に取り組むとともに、学校教育においては、基礎学力の向上とともに、子どもの生きる力を育むための取組が求められます。

■ 本町に求められる取組

- 出産、子育ての不安をなくし、安心して子育てができるよう、切れ目のない子育て支援の充実を図り、多様化する暮らし方に対応した子育て環境づくりが求められます。
- 子どもの健やかな成長とともに、その過程において、地域への愛着や社会感覚を身につけるなど、学校・地域・家庭が一体となって子どもを育成する環境づくりが必要となります。

(4) 地方創生と持続可能なまちづくりの推進

[社会の動向]

国においては、人口の東京一極集中が進展し、地方との間の格差が拡大しており、今後も人口減少が進行していくことが見込まれています。こうした人口構造に対処するため、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するなど、これまで以上に地方の個性や活力を生かしたまちづくりが求められています。

そのため、若者の移住・定住の促進に加え、「交流人口」や「関係人口」の拡大など、人口減少社会に対応した活力の維持に取り組むとともに、人口構造の変化に対応したまちづくりを推進していく必要があります。

また、2015年の国連サミットでは、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標として、2030年を期限とする「持続可能な開発目標(SDGs)」が提唱され、国内においてもその達成に向けた推進が求められています。

■ 本町に求められる取組

- 住民に最も身近な基礎自治体として、住民がまちづくりの主体として、積極的に参画し、地域課題の解決やコミュニティの充実を図る必要があります。
- まちづくりにおいても持続可能な開発目標(SDGs)の理念、その方向性を踏まえた取組が求められています。

(5) 社会経済環境の変化

[社会の動向]

わが国の産業構造は、技術革新、高度情報化、市場ニーズの多様化などを背景に、大きく転換しつつあり、IoT(モノのインターネット)やAI(人工知能)、ビッグデータ等の活用により、付加価値の創造や生産性の向上等の経済的発展に加え、地域社会的課題の解決との両立を目指す「Society5.0」に向かっており、働き方や新たな事業の拡大、企業の再編・整理、事業活動の再構築が進むなど、大きな転換期にある中でより高い専門性や技術が求められています。

一方で地域産業においては、観光やビジネスなどの人々の新たな交流機会の広がり、地域性を前面にだした商品やサービスが注目されるなど、地域産業にとっての新たな方向性もみられます。

■ 本町に求められる取組

- 本町においても、多くの産業分野で就業人口の減少、高齢化による担い手や後継者の育成が急務となっています。
- 農林・商工・観光のバランスのとれた産業振興を図り、生産性の向上や6次産業化等による産業基盤の強化が引き続き重要となっています。
- 本町の知名度の向上、地域経済の活性化や賑わいの創出に向けて町内の魅力を町内外へ発信し、本町とつながりのある人財の拡大や情報通信技術(ICT)を活用した新たな産業の創出につなげていくことが求められます。

(6) 安全・安心に対する関心の高まり

[社会の動向]

近年の台風や集中豪雨、大規模地震など、自然災害による甚大な被害が重なり、人々の災害に対する安全意識は高まっています。

また、虐待や暴力、いじめなど、人権や生命を脅かす事件が多発しているほか、消費生活におけるトラブル、インターネットを介した犯罪、高齢者ドライバーによる事故の増加等、地域の防災・防犯に対する不安が高まっています。

そのほかにも、食品の安全性の問題、さらには健康を脅かす感染症の発生等、社会環境の変化に伴う新たな社会問題等も発生していることを背景に、住民の安全・安心の確保は、まちづくりにおいてこれまで以上に重要な取組となっています。

■ 本町に求められる取組

- 住民が安全・安心な暮らしを確保していくためにも、行政による取組に加え、地域全体で見守り、支え合う社会づくりや自らの安全を自らが守るための取組が不可欠になってきています。
- 過去の教訓を生かし、本町で想定される様々な自然災害に対して人的被害を抑える取組や被害を最小化し早期復興を可能とするための減災対策が引き続き求められます。

(7) 環境に配慮した生産活動・暮らし方の推進

[社会の動向]

地球温暖化や生態系の崩壊、資源の枯渇など、地球規模で環境に対する意識が高まり、わが国でも温室効果ガスの排出量を2030年度に2013年度比46%削減、2050年までに二酸化炭素排出量の削減や再生可能エネルギーを活用することで温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを宣言するなど、様々な分野で地球環境に配慮した取組が進んでいます。

こうした脱炭素・循環型社会の形成等、環境に配慮した活動は、産業部門や行政の努力だけではなく、住民一人ひとりが限りある資源やエネルギーの有効活用、貴重な自然環境の保全について考え、環境に配慮した暮らし方への見直しが求められています。

■ 本町に求められる取組

- 本町の豊かな自然は、人々にやすらぎと潤いをもたらすとともに、第1次産業においては、その恩恵によって成り立っているという認識のもと、自然環境や景観を保全・継承する取組を進める必要があります。
- 行政と住民等が協働して、より良いまちづくりを実践していくため、各種分野における意識やモラルの向上に取り組むとともに、環境に配慮した持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

(8) 情報通信技術(ICT)の進展

[社会の動向]

近年の情報通信技術（ICT）の進展は著しいものがあり、社会・経済の活動や人々の暮らしに大きな変化をもたらしています。

国はデジタル田園都市国家構想により、地方の魅力を維持しながら、デジタル技術による利便性を産業や暮らしに取り入れ、地域経済の発展と地域課題の解決、行政のデジタル化の推進を目指しています。

一方で、情報通信機器の使い方や活用において、情報セキュリティの確保や若者と高齢者の世代間格差、プライバシーなどの新たな課題も発生しています。

■ 本町に求められる取組

- 新型コロナウイルスと共存する新たな日常といった環境変化に対応する積極的なデジタル技術の活用によって、人々の生活をよい方向へと変化をもたらす必要があります。
- 新情報化社会がもたらす利点を十分に活用できる基盤を整備するとともに、デジタルデバイド（情報格差）を解消し、住民が平等に情報通信技術（ICT）の恩恵を受けられるよう、利用者をきめ細かにサポートできる体制の構築が求められます。

(9) 地方分権・将来に向けた行財政運営

[社会の動向]

地方創生にもみられるように、これからは国や県が定めた事業を行うだけでなく、地域の特性を生かす取組や業務の効率化、サービスの向上に向けてデジタル技術の導入を検討するなど、自らの責任と判断で施策を実行していく、自主・自立による持続可能な行政運営が求められます。

一方で、住民の暮らしや社会経済活動を支える、道路・水道、生活排水施設等の社会資本は、老朽化が将来の行財政運営に深刻な影響を及ぼすことが考えられ、持続可能な地域社会の形成に向けて、社会資本の整備・蓄積による効果の最大化を目指すとともに、既存施設の有効活用を検討する必要があります。

■ 本町に求められる取組

- 本町では核家族化、小家族化が進み、地域で悩みを共有する機会が減少することも考えられることから、地域内で課題を解決できる体制を整えるなど、地域コミュニティのさらなる強化が求められます。
- 自立に向けた行財政運営を行うために、職員の意識や能力の一層の向上、AIやIoT、RPA等の導入検討を図るなど、行政サービスの向上や事務の効率化が求められます。
- 老朽化が懸念される公共施設等の適正な維持管理を図るとともに、効率的な行財政運営を行うことにより、安定した財政力の維持・向上に努めていくことが必要です。

第2部 基本構想

第2部 基本構想

第1章 神流町がめざす未来

1 まちづくりの基本理念

本町では、住民の温かいおもてなしの心で迎える「神流マウンテンラン&ウォーク」など、「人」と「自然」が調和した交流事業をはじめ、「住み続けたい」、「住んでみたい」まちづくりに向けて、地域活性化策をはじめとする様々な取組を住民とともに展開してきました。これからのまちづくりにおいても、住民と行政が協働・連携し、様々な課題を克服しながら、持続可能なまちづくりに向けて取り組んでいく必要があります。

そこで、先行きが不透明な現代社会から将来に向けた新たな挑戦を住民とともに進めていくために、まちづくりの基本理念を「小さな町の大きな挑戦～みんなで作る神流町～」とし、自然の恩恵がもたらす、ここにしかない豊かさを大切に、磨き上げを行いながら、地域ブランドとして将来へ継承するとともに、デジタル技術の導入など、新たな価値の創造に取り組みます。

こうした継承・創造を神流町の新たな挑戦とし、一人ひとりのチカラを結集して住民とともに「みんなで作る神流町」を推進します。

《 まちづくりの基本理念 》

小さな町の大きな挑戦

～みんなで作る神流町～

2 10年後のめざす姿(将来像)

少子高齢化の中で、これからのまちづくりを推進していくためには、私たち一人ひとりが、厳しい社会環境を認識し、それを乗り越え、人やまちを未来へ継承する持続可能なまちづくりが求められます。

そこで、基本理念に基づくまちづくりを推進するために、各施策分野においては、住民とともに進める将来像(めざす姿)を示します。

また、将来像に向けて行動するための基礎となる地域力として“住民協働”“行財政運営”を加え、新たなまちづくりを推進します。

《 まちづくりの将来像 》

みんなで紡ぐ“笑顔でにぎわう”まち
～住んでよかった神流町～

《 各分野の基本目標 》

[めざすまちの姿]

- ・ 自然と共生するこれからも暮らしたいまち (生活基盤・環境保全・安全安心)
- ・ 暮らしを支え、賑わい・活力を興すまち (産業振興)
- ・ 郷土を育み、未来を担う人財を育むまち (教育・文化)
- ・ 健やかに自分らしく生きるまち (保健・医療・福祉)
- ・ お互いの心がかよひ、つながりを生むまち (住民協働・人権・移住定住)
- ・ 持続可能な未来をともに築くまち (行財政運営)

第2章 まちづくりのフレーム

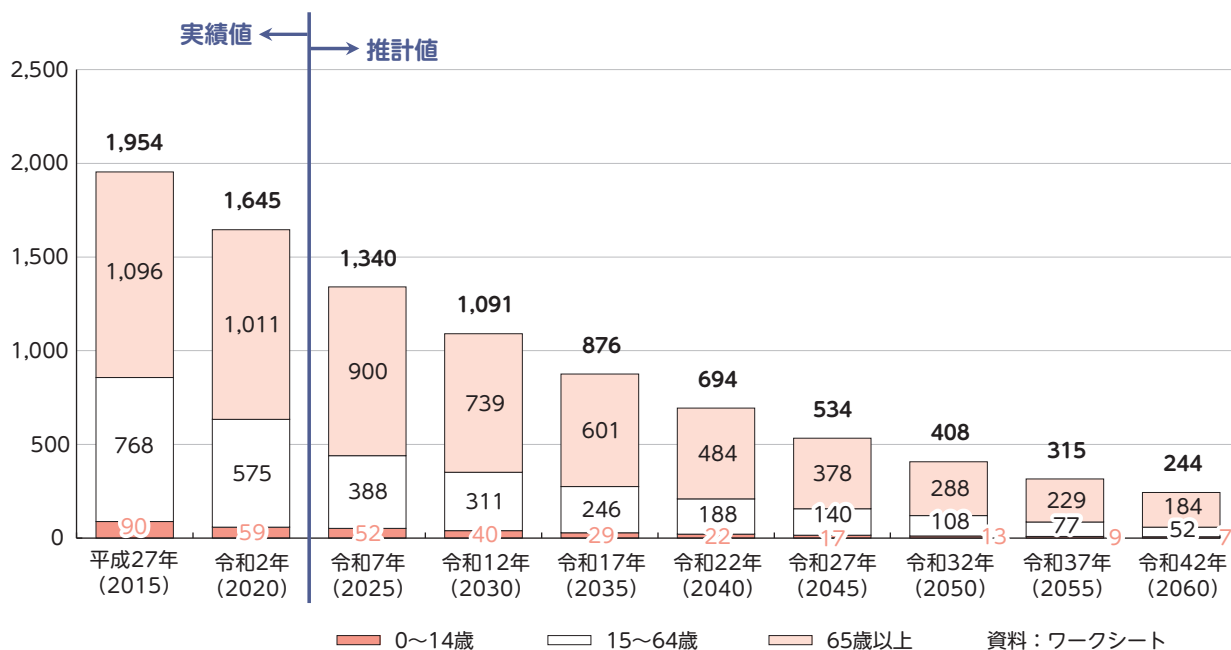
1 人口指標

国や県では、これから人口減少が進むものと予想しています。同様に、本町においても現状の推移では、人口減少が見込まれます。

新たな総合計画のもと、安心して子どもを生み育てることができる環境の整備や、生活環境の整備、雇用の場と就業機会の拡大、定住促進など、様々な施策に積極的に取り組むことによって、著しい人口の減少に歯止めをかけていく必要があります。

国立社会保障人口問題研究所に準拠した推計値から、計画の最終年度である令和14年(2034)には、1,000人を下回ることが見込まれます。

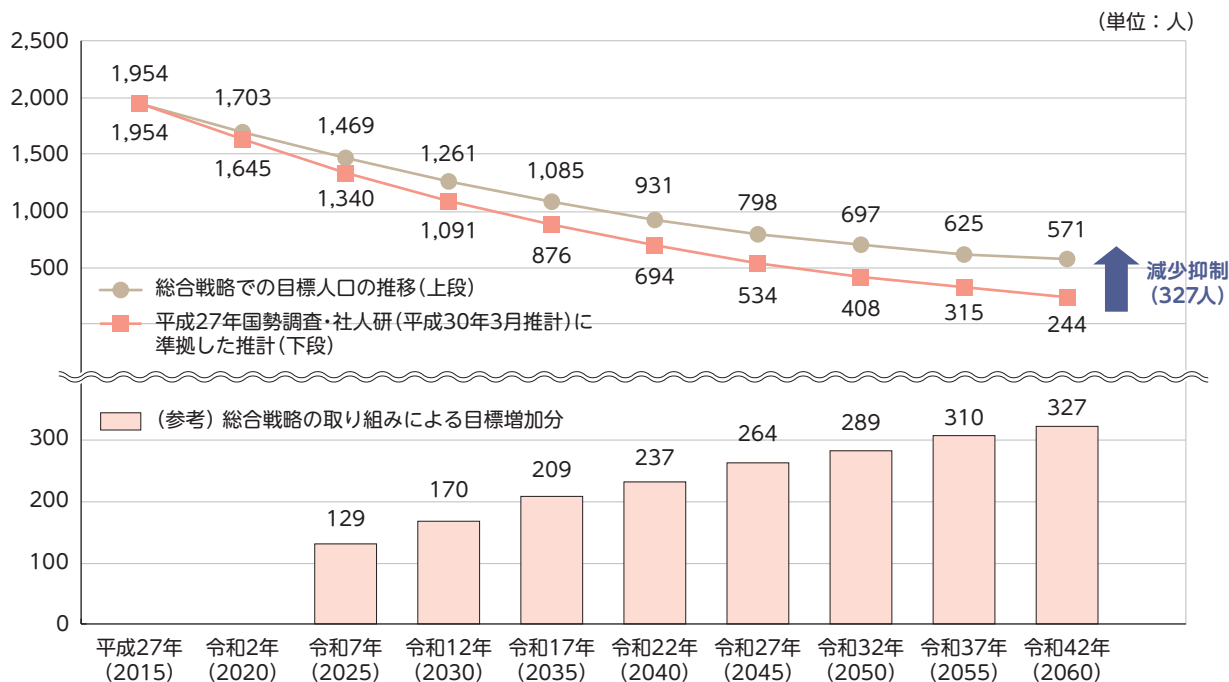
図表 社人研準拠による推計 (2015年~2060年)



図表 (参考)社人研準拠・現総合戦略の推計値

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
社人研準拠	1,954	1,645	1,340	1,091	876	694	534	408	315	244
現総合戦略	1,954	1,703	1,469	1,261	1,085	931	798	697	625	571

図表 各推計の比較(総人口)



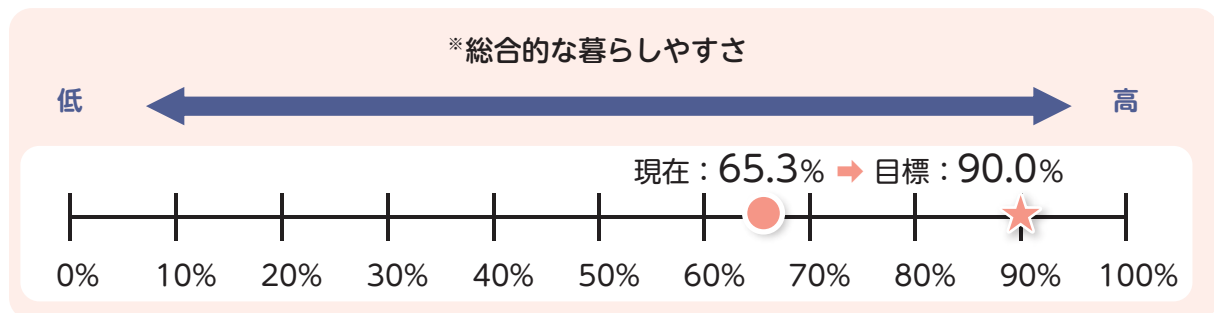
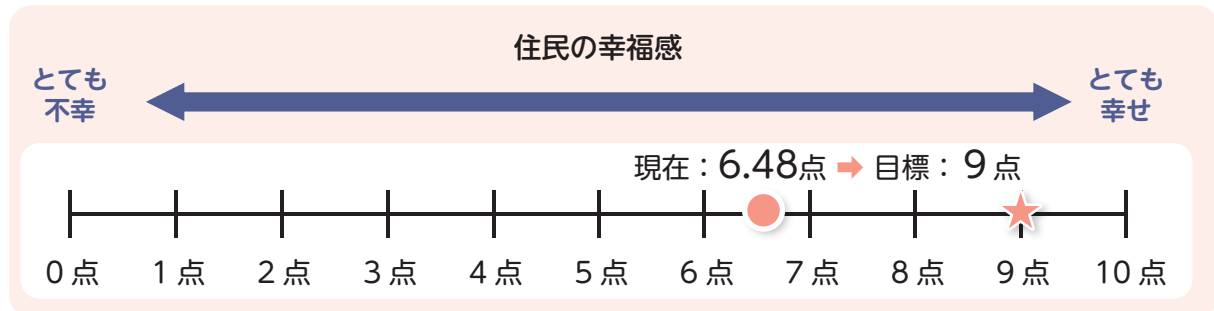
図表 各パターンの設定について

項目	内容
社人研準拠	<p>【合計特殊出生率】 = 社人研の仮定値による(最近の傾向を踏まえて設定)。</p> <p>【 生 残 率 】 = 社人研の仮定値による(最近の傾向を踏まえて設定)。</p> <p>【 純社会移動率 】 = 社人研の仮定値による。最近の傾向が今後も続くとして仮定(※前回は一定程度の移動が縮小すると仮定)</p>
現総合戦略	<p>【合計特殊出生率】・社人研推計準拠において、人口を長期的に一定に保てる水準の2.07に上昇すると仮定した場合のシミュレーション。</p> <p>【 社 会 移 動 】・出生率上昇シミュレーションに加え、移動(純移動率)がゼロ(均衡)になることを仮定した場合のシミュレーション。</p>

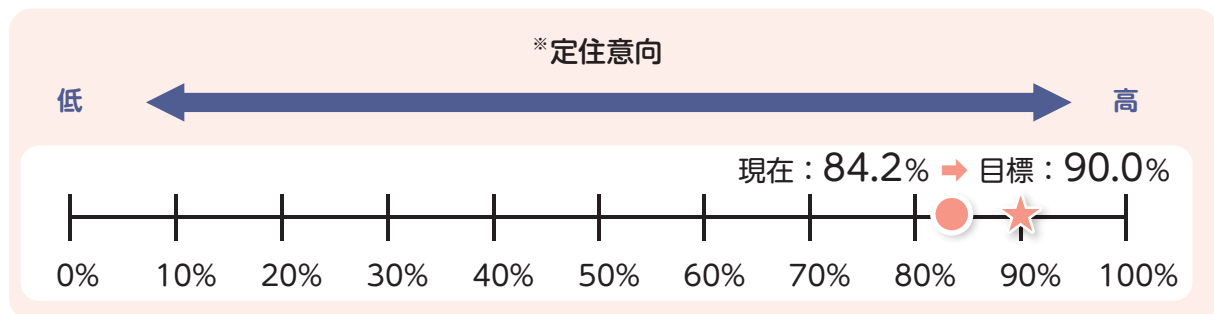
2 住民の幸福感・暮らしやすさ指標

新たなまちづくりの達成度を測るための“ものさし”として、まちづくりの基本指標を次のとおり設定します。

図表 まちづくり基本指標



※「暮らしやすい」、「どちらかといえば暮らしやすい」と回答した方の割合



※「ずっと住むつもりである」、「当分転居するつもりはない」と回答した方の割合

第3章 まちづくりの目標(分野別の基本方針)

将来像に掲げるまちを実現していくために、分野ごとの基本方針として、次の6つをまちづくりの基本目標とします。

基本目標1 自然と共生するこれからも暮らしたいまち

《生活基盤・環境保全・安全安心》

[施策大綱]

まちの豊かな緑、美しい水、さわやかな空気、のどかな景観等、豊かな自然の恵みは町の誇りであり、この自然環境を将来に引き継いでいくためにも、一人ひとりが環境に配慮した暮らしを意識し、自然のやすらぎと暮らしがより良く調和した共生のまちづくりを進めます。

また、人とまちが活気にあふれ、暮らしやすいまちとしていくために、自然環境に配慮した土地利用を進めるとともに、デジタル技術を暮らしに取り入れながら、道路環境や公共交通の利便性の向上、防災、防犯、消防体制の整備等を着実に進め、世代を問わず多くの住民にとって安全・安心な、これからも暮らしたいまちを目指します。

■ 生活基盤・環境保全・安全安心施策

- 1-1 土地利用・自然環境の保全
- 1-2 道路・交通網
- 1-3 脱炭素・循環型社会
- 1-4 住環境・水道・生活排水施設
- 1-5 新しい生活様式・デジタル化の推進
- 1-6 消防・救急体制・防災
- 1-7 防犯・交通安全

基本目標2 暮らしを支え、賑わい・活力を興すまち

(産業振興)

[施策大綱]

本町が、今後も賑わいや活気のあるまちにしていくために、産業振興への取組は欠かせません。

そこで、力強い産業振興に向けて地域資源を生かした6次産業化による地域のブランドを推進するほか、情報通信関連企業を受け入れるサテライトオフィス等の環境を整備するなど、新たな活力を取り入れた産業の振興を図ります。

また、本町の魅力の向上と交流人口、関係人口の増加という視点に立ち、町全体のタウンプロモーションへの機運を高めるとともに、ウィズコロナ・アフターコロナを見据え、移動による人流をできる限り避け、キャンプや自然散策など3密にならない楽しみを提供できる本町の環境を生かし、都市部からのマイクロツーリズムを誘引する観光の振興を図るなど、様々な分野や主体が連携することで、まちに賑わい・活気を興す取組を推進します。

■ 産業振興施策

- 2-1 農林業
- 2-2 観光業
- 2-3 商工業
- 2-4 雇用対策・新たな産業の育成

序
論

第1章

第2章

基本
構想

第1章

第2章

第3章

基本
計画

序
章

基本
目標1

基本
目標2

基本
目標3

基本
目標4

基本
目標5

基本
目標6

資
料
編

基本目標3 郷土を育み、未来を担う人財を育むまち

(教育・文化)

[施策大綱]

住民一人ひとりが、様々な分野で個性や能力を発揮することは、自身の生きがいを育むだけでなく、まちの活力や交流、継続的な発展につながります。

そこで、学校教育においては、子どもの個性に応じた教育、生きる力を育む教育の充実に努めるとともに、学校・家庭・地域が連携した学校づくりを推進します。

また、地域や世代を超えて集い、学び、語り合い、いきいきとした活動・交流ができるよう、生涯学習活動やスポーツ活動の充実に努めます。

さらに、郷土文化や歴史の保存・継承に向けて、体験活動などを通じた地域文化を大切にする活動を進め、神流町の未来をみんなでつなぐ、人づくりを進めます。

■ 教育・文化施策

- 3-1 学校教育・青少年健全育成
- 3-2 生涯学習
- 3-3 スポーツ・レクリエーション
- 3-4 地域の歴史・文化

基本目標 4 健やかに自分らしく生きるまち

（保健・医療・福祉）

〔 施策大綱 〕

少子高齢社会がさらに進展する中で、住民一人ひとりの活力をまちの発展に生かしていくために、誰もが健やかで充実した暮らしができる健康づくりを推進します。

一方、身近な医療機関で適切な医療を受けられるよう、医療の確保に努めるとともに、救急医療や高度医療については、広域で連携を図りながら安心して暮らせる体制づくりを進めます。

また、高齢者や障がいのある人が、生きがいを持って暮らせるような地域づくりを進めるとともに、給付や生活支援を中心としたサービス提供のあり方を再点検し、その人らしい生活を実現するための相談支援や自立支援・生活の場の確保に力を入れることによって、誰もが健やかに自分らしく生きるまちを目指します。

■ 保健・医療・福祉施策

- 4-1 健康づくり・保健活動
- 4-2 地域福祉
- 4-3 高齢福祉
- 4-4 子育て支援・少子化対策
- 4-5 障害福祉
- 4-6 医療

基本目標5 お互いの心がかよい、つながりを生むまち

《住民協働・人権・移住定住》

〔施策大綱〕

人やまちに活力があり、将来へまちが持続可能な発展を遂げていくために、住民とともに地域の活力の発揮できるよう、お互いを認め合い、住民をはじめ多様な主体がそれぞれ役割を共有し、協働によるまちづくりを推進します。

また、地域や関係機関等と連携を図りながら、移住希望者が希望を持って移り住めるよう、きめ細かな支援体制を構築することで町外とのつながりを生み、本町への新しい人の流れを創り出します。

■ 住民協働・人権・移住定住施策

- 5-1 地域コミュニティ・協働のまちづくり
- 5-2 人権・男女共同参画
- 5-3 移住定住の促進

基本目標 6 持続可能な未来をともに築くまち

《行財政運営》

〔施策大綱〕

本町を取り巻く環境がますます厳しくなっていく中で、行財政については、職員一人ひとりが、住民に信頼される行政運営に努めるとともに、常にコスト意識を持ち、健全な財政運営によって、次代に向けた「まちの体力」ともいえる財政基盤の強化を図り、住民とともに持続可能な未来を築くまちづくりを進めます。

また、国のデジタル田園都市国家構想をはじめとする政策動向を踏まえ、町内における様々な分野でのデジタル化を推進するとともに、行政サービスにおいても業務等を効率化することで持続可能な形で行政サービスを提供していく「行政のデジタル化」を戦略的かつ計画的に推進します。

そのほか、生活圏の拡大、地域課題や社会ニーズが複雑化・多様化する中、共同での事務の効率化、課題解決に向けて、官民、自治体間で連携した行政運営を推進します。

■ 行財政運営施策

- 6-1 健全な行財政運営
- 6-2 自治体のデジタル化推進
- 6-3 官民連携・広域行政

施策体系

(将来像)

みんなであついで紡ぐ“笑顔でにぎわう”まち
 住んでよかつた神流町

基本目標1 自然と共生するこれからも暮らしたいまち

- | | |
|-------------------|----------------------|
| 1-1 土地利用・自然環境の保全 | 1-5 新しい生活様式・デジタル化の推進 |
| 1-2 道路・交通網 | 1-6 消防・救急体制・防災 |
| 1-3 脱炭素・循環型社会 | 1-7 防犯・交通安全 |
| 1-4 住環境・水道・生活排水施設 | |

基本目標2 暮らしを支え、賑わい・活力を興すまち

- | | |
|---------|-------------------|
| 2-1 農林業 | 2-3 商工業 |
| 2-2 観光業 | 2-4 雇用対策・新たな産業の育成 |

基本目標3 郷土を育み、未来を担う人財を育むまち

- | | |
|------------------|-------------------|
| 3-1 学校教育・青少年健全育成 | 3-3 スポーツ・レクリエーション |
| 3-2 生涯学習 | 3-4 地域の歴史・文化 |

基本目標4 健やかに自分らしく生きるまち

- | | |
|----------------|-----------------|
| 4-1 健康づくり・保健活動 | 4-4 子育て支援・少子化対策 |
| 4-2 地域福祉 | 4-5 障害福祉 |
| 4-3 高齢福祉 | 4-6 医療 |

基本目標5 お互いの心がかよい、つながりを生むまち

- | |
|-----------------------|
| 5-1 地域コミュニティ・協働のまちづくり |
| 5-2 人権・男女共同参画 |
| 5-3 移住定住の促進 |

基本目標6 持続可能な未来をともに築くまち

- | |
|-----------------|
| 6-1 健全な行財政運営 |
| 6-2 自治体のデジタル化推進 |
| 6-3 官民連携・広域行政 |

第3部 基本計画

第3部 基本計画

序章 基本計画について

1 基本計画の目的と計画期間

(1) 基本計画の目的

基本計画は、基本構想に掲げられた将来像の実現に向けて、施策の基本方針を具体的に推進するため、必要な個々の施策・事業の内容を体系的に示すものです。

また、今後住民とともにまちづくりを進めるために、基本計画では施策ごとに住民とともに行動する指針として「めざす姿」「わたしたちにできること(住民・地域・事業者に期待する役割)」を明示します。

(2) 計画期間

計画期間は、前期(令和5年度～令和9年度)、後期(令和10年～令和14年度)の各5年間、計10年間の計画とします。

2 SDGsによる取組との一体的な推進について

SDGs(Sustainable Development Goals)は、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。

SDGsの目標(ゴール)は、世界共通の目標であり、地方自治体の掲げる目標とは規模が異なりますが、目指すべき方向性は同じものと考えられるため、国内外の新たな社会潮流として、「持続可能な開発目標(SDGs)」の考えを関連付けることで、総合発展計画、SDGsを一体的に推進します。

そこで、基本計画における各施策・事務事業の推進にあたっては、SDGsとの関連がわかるように対応するゴール(目標)を各施策に表記し、行政、民間事業者、住民等の多様な主体と連携した持続可能で、より強靱な取組を進めます。



1 貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



2 飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



3 すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



4 質の高い教育をみんなに

すべての人々への包摂的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



5 ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女子の能力強化(エンパワメント)を行う



6 安全な水とトイレを世界中に

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



8 働きがいも 経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



9 産業と技術革新の基盤をつくろう

強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



10 人や国の不平等をなくそう

各国内及び各国間の不平等を是正する



11 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



12 つくる責任 つかう責任

持続可能な生産消費形態を確保する



13 気候変動に具体的な対策を

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



14 海の豊かさを守ろう

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



15 陸の豊かさも守ろう

陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



16 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



17 パートナリシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
	1 平和と正義 PEACE AND JUSTICE	2 気候変動 CLIMATE ACTION	3 持続可能な消費と生産 CONSUMPTION AND PRODUCTION	4 質の高い教育 QUALITY EDUCATION	5 ジェンダー平等 GENDER EQUALITY	6 清潔な水と衛生 CLEAN WATER AND SANITATION	7 再生可能エネルギー AFFORDABLE AND CLEAN ENERGY	8 経済的成長 ECONOMIC GROWTH	9 産業、イノベーションとインフラ INDUSTRY, INNOVATION AND INFRASTRUCTURE	10 公平な社会と繁栄 EQUALITY	11 持続可能な都市とコミュニティ SUSTAINABLE CITIES AND COMMUNITIES	12 持続可能な消費と生産 CONSUMPTION AND PRODUCTION	13 気候変動 CLIMATE ACTION	14 海の豊かさ OCEANS	15 陸の豊かさ LAND	16 平和と正義 PEACE AND JUSTICE	17 パートナーシップ PARTNERSHIPS	
1-1 土地利用・自然環境の保全						●	●				●		●	●	●			
1-2 道路・交通網									●		●							
1-3 脱炭素・循環型社会						●	●				●	●	●	●	●			
1-4 住環境・水道・生活排水施設			●			●					●	●		●	●			
1-5 新しい生活様式・デジタル化の推進			●	●					●		●	●						
1-6 消防・救急体制・防災											●		●		●		●	
1-7 防犯・交通安全			●								●						●	
2-1 農林業		●						●	●			●	●		●			
2-2 観光業								●	●		●	●					●	
2-3 商工業					●			●	●	●		●					●	
2-4 雇用対策・新たな産業の育成					●			●	●	●		●					●	
3-1 学校教育・青少年健全育成	●		●	●	●			●	●	●							●	●
3-2 生涯学習				●	●					●							●	●
3-3 スポーツ・レクリエーション			●		●					●	●						●	●
3-4 地域の歴史・文化				●							●	●					●	●
4-1 健康づくり・保健活動	●		●							●	●						●	●
4-2 地域福祉	●		●		●					●	●						●	●
4-3 高齢福祉	●		●							●	●						●	●
4-4 子育て支援・少子化対策	●		●		●					●	●						●	●
4-5 障害福祉	●		●							●	●						●	●
4-6 医療			●								●						●	
5-1 地域コミュニティ・協働のまちづくり				●	●					●	●						●	●
5-2 人権・男女共同参画					●					●							●	●
5-3 移住定住の促進								●	●	●	●							
6-1 健全な行財政運営								●			●	●					●	
6-2 自治体のデジタル化推進									●	●	●						●	
6-3 官民連携・広域行政								●			●						●	●

序論

第1章

第2章

基本構想

第1章

第2章

第3章

基本計画

序章

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

基本目標6

資料編

3 重点プロジェクト

基本構想に掲げる将来像を実現するうえで、特に重要となるテーマを計画期間の「重点プロジェクト」と位置付け、6つの基本目標の枠を越えて横断的に取り組みます。

[重点プロジェクトの概要]

人口減少社会を克服する担い手となる“ひとづくり”をまちづくりの中核に位置付け、少子高齢化の中で人生100年時代を住み慣れた地域で安全安心に、そして豊かに生き抜くまちづくりを推進します。

そのため、町内外をコンパクトにつなぎ、利便性を高める“暮らし向上”、脱炭素社会の実現を総合的に推し進める“環境創生”、持続可能な人と暮らしの好循環を生み出す“仕事おこし”を重点的に推進し、町内外でのつながりを生かした地域力、地域資源を生かしたまちの魅力を発信し、神流町へ人を呼び込む流れをつくります。

さらに、急速に進むデジタル社会に対応すべく、地域経営をはじめ、様々な分野で“デジタル化”の視点を加えた取組を推進し、新しい時代の流れを神流町の未来を創るチカラに変えていきます。



重点1：“ひとづくり”

- 町内での住民、世代間のつながり（協働・共生）を強め、次代を担う子ども達、地域活動を担う人材育成のほか、町外とのつながり（交流・連携）をつくることで、移住定住の促進を図るなど、様々な“ひとづくり”を推進し、人口減少が進む町の人口課題克服に取り組みます。

■ 関連施策

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| 3-1 学校教育・青少年健全育成 | 4-2 地域福祉 |
| 3-2 生涯学習 | 4-4 子育て支援・少子化対策 |
| 3-3 スポーツ・レクリエーション | 5-1 地域コミュニティ・協働のまちづくり |
| 4-1 健康づくり・保健活動 | 5-3 移住定住の促進 |

重点2：“暮らし向上”

- 公共交通をはじめとする移動手段の維持・確保により、本町の立地的な不利の克服に努めます。
- 高齢者の移動手段については、ドライバーの安全確保と免許返納後の移動手段確保の両面から総合的な支援体制を構築し、住み慣れた地域に住み続けられるよう取り組みます。

■ 関連施策

- | | |
|----------------------|-------------|
| 1-2 道路・交通網 | 1-7 防犯・交通安全 |
| 1-5 新しい生活様式・デジタル化の推進 | 4-3 高齢福祉 |

重点3：“環境創生”

- 令和2年7月のゼロカーボンシティ宣言の着実な推進に向けて、木質バイオマスや小水力、太陽光等、地域に存在する再生可能エネルギー等の導入検討、利用促進を図ります。
- 一人ひとりの環境への配慮を定着させるために、廃棄物リサイクルの推進、食品ロス削減・食品リサイクル推進などに取り組み、「自然との共生」を地域のブランドとして定着を目指します。

■ 関連施策

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1-1 土地利用・自然環境の保全 | 1-4 住環境・水道・生活排水施設 |
| 1-3 脱炭素・循環型社会 | |

重点4：“仕事おこし”

- 平成30年から始まった「大工志塾」や企業誘致など、新たなつながりを通じた“仕事おこし”に取り組みます。
- 「大工志塾」を通じた町内外の人材のつながりや町の木質資源、伝統構法を生かし、木材のブランド化、新たな需要の創出を図ります。
- 情報通信技術（ICT）関連企業のほか、町の自然に配慮し、環境にやさしく、地域の産業と融合できる企業の誘致を推進し、地域に新たな活力を創発します。

■ 関連施策

2-1 農林業

2-3 商工業

2-2 観光業

2-4 雇用対策・新たな産業の育成

重点5：“デジタル化”

- 地域経済の発展と地域課題の解決を実現する暮らし・仕事の“デジタル化”と業務等を効率化することで新たな行政サービスを創出する行政の“デジタル化”を両面から推進することで町全体の変革を目指します。

■ 関連施策

1-5 新しい生活様式・デジタル化の推進

6-2 自治体のデジタル化推進

基本目標1 自然と共生するこれからも暮らしたいまち

施策1-1 土地利用・自然環境の保全

[めざす姿]

- 自然との調和や景観が保たれた適正な土地利用の推進により、土地資源が地域の発展に有効に活用されています。
- 適正な森林環境の整備により、森林の有する多面的な機能を維持されています。



施策を取り巻く環境

■土地利用・自然環境の保全

- 本町の土地の状況を見ると、総面積に対する林野面積は88.4% (10,128ha) を占め、豊かな自然環境が広がっています。一方で田畑面積は0.6% (69ha)、可住面積は11.9% (1,364ha) と平地が限られているため、土地資源を合理的かつ有効に利用し、地域の発展を図る必要があります。
- 土地の有効活用にあたっては、町内の自然環境に配慮し、地域経済の活性化、快適な生活環境につながるよう、国土利用、強靱化、防災計画との整合性も図りながら生活の利便性や安全性を考慮した計画的かつ適正な土地利用を推進していくことが求められます。
- 国土調査については、計画的かつ秩序ある土地利用及び有効利用を図るために、引き続き計画的に推進していく必要があります。
- 森林環境整備は、治山・治水等において多面的な機能を果たしているほか、国土保全や水源涵養機能、自然景観の構築の面からも重要な取組となっています。
- 町内には、がけ崩れ等の発生の危険度が高い急傾斜地が数多くあり、近年増加する豪雨等により、急傾斜地やがけ地における災害発生へのリスクが高まっていることから、引き続き急傾斜地崩壊対策を一層推進する必要があります。

施策での取組

主要施策

1-1-1 計画的・有効的な土地利用

- 土地開発及び土地利用関係法令との調整を図り、自然環境の保全や調和に努めながら、効果的な産業振興や定住環境を整備します。
- 住民や都市住民の自然とふれあう場や子どもたちの環境教育の場などとなるよう、均衡のとれた適正な土地利用を推進します。

1-1-2 国土調査の実施

- 全町における国土調査への認識・意識を醸成するため、調査区域における説明会を実施し、土地関係者などへの理解と協力促進に努めます。
- 調査区域における境界などの精通者となる推進委員を確保し、境界立会、細部測量など、調査推進体制の充実を図ります。

1-1-3 自然環境保護への啓発と意識の強化

- 地域の財産である豊かな自然を守るため、積極的な啓発活動に取り組みます。
また、町の財産である自然環境に調和した、体験・交流による自然とのふれあいの場づくりを進め、自然環境保全への理解と共生を目指します。

1-1-4 町並み・景観の保全

- 歴史的な価値が損なわれないよう、公共施設の設置や町並み、商店などの増改築については、建築、風景などと調和した観光的・歴史的な景観づくりに努めます。
- 自然の美しい景観が将来にわたって損なわれることのないよう、生態系を守り、環境への負担の少ないまちづくりを推進し、町の魅力ある景観を形成、保全します。

1-1-5 空き家・空き地等の有効活用

- 古民家の宿「川の音」のように、空き家を有効活用した事業やサテライトオフィス等の誘致など、地域活性化につながる空き家・空き地の有効活用を図ります。

1-1-6 治山・治水・急傾斜地崩壊対策等の促進

- 危険箇所への治山・治水・急傾斜地崩壊対策施設の設置を地域住民とともに関係機関に対して働きかけます。
- 山地の自然災害から住民を守るため、森林が持つ治山・治水機能（水源涵養機能）を増進し、災害発生の危険性が高い箇所や崩壊のおそれのある森林整備を行い、災害を未然に防ぎます。

1-1-7 河川整備

- 豊かな水源地を守るため、通常砂防事業や砂防堰堤の設置を推進します。
また、整備にあつては、地域住民をはじめ都市部からの来訪者にとっても憩いの場となるよう水辺空間や環境に配慮し、魚の棲みやすい河川の整備を推進します。
- 清流「神流川」の再生・復元に取り組むとともに、神流川の鮎や身近な水辺環境のイメージを発信し、観光漁業と相まった水辺交流の振興を推進します。

■ 前期・後期基本計画期間における施策の推進

主要施策	前 期	後 期
1-1-1：計画的・有効的な土地利用	①土地利用の推進 ②耕作放棄地の抑制	①土地利用の推進 ②耕作放棄地の抑制
1-1-2：国土調査の実施	①国土調査の啓発 ②国土調査推進体制の充実 ③土地境界及び地籍の明確化	①国土調査の啓発 ②国土調査推進体制の充実 ③土地境界及び地籍の明確化
1-1-3：自然環境保護への啓発と意識の強化	①自然環境保護への啓発と意識の強化 ②自然環境を活用した体験・交流によるふれあいの場づくりの推進	①自然環境保護への啓発と意識の強化 ②自然環境を活用した体験・交流によるふれあいの場づくりの推進
1-1-4：町並み・景観の保全	①神流町環境美化に関する条例等の周知 ②町並み景観の保全 ③景観の保全	①神流町環境美化に関する条例等の周知 ②町並み景観の保全 ③景観の保全
1-1-5：空き家・空き地等の有効活用	①空き家・空き地等の有効活用	①空き家・空き地等の有効活用
1-1-6：治山・治水・急傾斜地崩壊対策等の促進	①治山・治水・急傾斜地崩壊対策施設の設置 ②森林の持つ水源涵養機能の保全	①治山・治水・急傾斜地崩壊対策施設の設置 ②森林の持つ水源涵養機能の保全
1-1-7：河川整備	①砂防事業の推進 ②水辺空間の保全	①砂防事業の推進 ②水辺空間の保全

■ わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割）

- 自然を大切にし、地域の景観をみんなで守りましょう。
- 法令を遵守し、土地を有効に活用しましょう。

施策1-2 道路・交通網

[めざす姿]

- 道路の整備、維持補修が行き届き、安全でスムーズな交通が確保され、人と車が安全に往来できるようになっています。
- 地域住民一人ひとりが公共交通について関心を持ち、住民が安全・安心、快適に外出できる移動手段が確保されています。



施策を取り巻く環境

■道路整備

- 道路においては、本町の中央を走る国道462号が交通の大動脈となっており、これに主要地方道高崎神流秩父線、富岡神流線、一般県道小平下仁田線が接続し、併せて国道299号が埼玉県へ通じています。こうした主要道路となる国県道の整備については、国・県に強く要望し、安全な広域道路交通網の整備に取り組んでいく必要があります。
- 町道に関しては、老朽化が進行していることから、引き続き、計画的・効率的な整備に取り組む必要があります。

■公共交通

- 地域公共交通の維持・確保は、まちづくりや観光、福祉など様々な分野において本町の活性化に欠かせない重要な役割を持つものであり、住民一人ひとりが公共交通の重要性について関心を持つ必要があります。本町では路線バスが、自家用車を利用できない交通弱者の足の確保、通勤、通学等、地域の日常生活にとって必要不可欠な移動手段となっています。
- 地域公共交通を維持するため、移動手段の確保にあたっては、利用者の需要の変化等に柔軟に対応し、地域にとって最適な交通システムの構築について検討するなど、関係機関との連携・協働により、その実現を図っていく必要があります。



施策での取組

主要施策

1-2-1 国道・県道の整備促進

- 町の基幹道路である国道・県道の要望箇所については、必要性や緊急性を踏まえ、町内の移動や観光をはじめとする産業の活性化につながるよう、早期改良整備へ向けて、関係機関への要望を継続・強化していきます。

1-2-2 町道の整備と充実

- 生活道路としての重要性、必要性を考慮し、交通の円滑化と機能性の高い道路網整備を進めるため、町道の改良、舗装、維持補修を計画的に整備し、重点的な整備や施設の充実を図ります。
- 橋梁については、橋梁長寿命化計画に基づき、健全度の低い橋梁の改修を計画的に実施します。

1-2-3 交通機関の充実と利用促進

- 路線バス、福祉バスなどの維持確保とともに利用サービスの充実に努め、近年の環境意識向上に伴う二酸化炭素削減の観点から、公共交通の利用促進を働きかけます。

前期・後期基本計画期間における施策の推進

主要施策	前期	後期
1-2-1：国道・県道の整備促進	① 国道・県道の早期改良整備に向けた要望	① 国道・県道の早期改良整備に向けた要望
1-2-2：町道の整備と充実	① 生活道路・橋梁の維持管理 ② 計画的な修繕 ③ 橋梁の長寿命化	① 生活道路・橋梁の維持管理 ② 計画的な修繕 ③ 橋梁の長寿命化
1-2-3：交通機関の充実と利用促進	① 路線バス、福祉バスなどの維持確保 ② 公共交通の利用促進	① 路線バス、福祉バスなどの維持確保 ② 公共交通の利用促進

わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割）

- 公共交通機関の重要性を理解し、積極的に利用しましょう。
- 道路の環境美化に協力しましょう。

施策 1 - 3 脱炭素・循環型社会

[めざす姿]

- 豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、脱炭素社会に向けて自然環境との共生や地球環境に配慮する取組が進んでいます。
- ごみ問題、資源循環活動に対する意識が高まり、住民が主体となってごみの分別やリサイクル、減量化が進んでいます。



施策を取り巻く環境

脱炭素・循環型社会

- 資源循環型社会の実現は、地球温暖化防止対策とともに環境共生型社会の実現に向けた重要な施策であり、省資源・省エネルギーを実践する資源循環型の生活様式に変えていくことが、次の世代を生きる子どもたちを守ることに繋がります。
- 町では平成22年に神流町を「環境の町」として宣言して以降、水源地域としてふさわしい事業を展開してきましたが、令和2年7月に2050年までに二酸化炭素の実質排出量ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。
- 今後は、国の示す「2050年※カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」に向けて、節電などの一人ひとりの行動変容に加え、町にある豊富な環境資源を生かし、再生可能エネルギーの利用など、様々な分野で脱炭素社会に向けた取組が求められます。
- 循環型社会の形成にあたっては、町の豊かな自然というブランドを守るためにも、町ぐるみで“リサイクル”や“エコ”に積極的に取り組み、今後は、近年の環境問題に対する関心の高まりに併せて、住民・事業者の自発的な活動へと発展させていく必要があります。

※カーボンニュートラル：

事業活動等から排出される二酸化炭素などの温室効果ガスのすべてを吸収・除去し、排出量をプラスマイナスでゼロにしようという考え方。

施策での取組

主要施策

1-3-1 環境への負担の少ないまちづくりの推進

- 家庭でできる環境への配慮として、様々な機会を通じてエコドライブ、マイバッグの持参等の取組について啓発・広報活動を実施し、住民のモラル・マナーを高めます。

- 電気自動車の普及推進の一環として、電気自動車用充電設備の拡充を図り、電気自動車でのアクセスしやすい環境を整備するほか、電気自動車や燃料電池自動車から電気が取り出せる利点を生かし、災害時の非常用電源としての活用等を目的に普及及び公用車への導入を検討します。
- 豊かな森林資源を育みながら、木材を安定的に供給できる体制の構築を目指すとともに、町内の木材加工と木質バイオマス発電による木材の新たな持続的需要と地域エネルギーを創出する循環型社会の形成に向けた検討を進めます。
- 家庭・地域・企業・行政などが一体となって環境への負荷の少ないまちづくりを推進するために、住宅用太陽光発電促進の体制整備及び設置に対する支援の充実を図るほか、地域特性を生かした小水力発電の導入に向けて候補地の選定や調査を行い、設置に向けた取組を推進します。そのほか、メガソーラー等、本町で導入可能な再生可能エネルギーについて検討を行います。

1-3-2 ごみの適正処理と資源化

- ごみ減量化推進のため、使い捨てのライフスタイルの見直しや必要なものだけの購入、リサイクル品の積極的な使用など循環型社会の構築を目指します。
- 処理施設については、RDF化（ごみの固形燃料化）された燃料の販路及び有効利用について検討するとともに、老朽化対策については、広域化を視野に入れた処理計画を検討します。

■ 前期・後期基本計画期間における施策の推進

主要施策	前 期	後 期
1-3-1：環境への負担の少ないまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ①環境意識の普及啓発 ②電気自動車用充電設備の拡充 ③住宅用太陽光発電促進の体制整備 ④木質バイオマスエネルギーの導入の検討 ⑤小水力発電、メガソーラー、その他再生可能エネルギーの導入の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ①環境意識の普及啓発 ②電気自動車用充電設備の拡充 ③住宅用太陽光発電設置に対する支援の充実 ④木質バイオマスエネルギーの活用 ⑤小水力発電、メガソーラー、その他再生可能エネルギーの導入の検討
1-3-2：ごみの適正処理と資源化	<ul style="list-style-type: none"> ①分別の徹底・リサイクル意識の向上 ②ごみ処理広域化の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ①分別の徹底・リサイクル意識の向上 ②ごみ処理広域化の検討

■ わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割）

- 自然保護への関心を持つなど、環境保全への取組に積極的に参加しましょう。
- ごみの分別や資源ごみの回収等に積極的に取り組みましょう。
- 自動車の利用は、環境にやさしいエコカーの選択や運転の際のエコドライブを心がけましょう。
- 地域や行政が行う環境美化活動に積極的に参加しましょう。

施策1-4 住環境・水道・生活排水施設

[めざす姿]

- 若者が安心して定住することができ、移住希望者が希望を持って移り住み、定住につながっています。
- 空き家等に関する対策、適切な管理により、快適で質の高い住環境が確保されています。
- 健全で持続可能な水道事業により、安全でおいしい水が供給されています。



施策を取り巻く環境

住環境

- 近年、少子高齢化や人口減少社会の到来により全国的に空き家が増加し、特に適切な管理が行われていない空き家については、防災、衛生、景観などの面で周辺の生活環境に悪影響を及ぼしており、社会問題となっています。
- 今後、空き家が増加することが予想されるため、その対策が急がれます。所有者等への適正管理の啓発等に努め、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす管理不全な空き家の発生を防ぐことが必要になっています。

水道施設・生活排水施設・衛生環境

- 水道は、住民生活と産業活動に欠くことのできない重要な社会基盤であり、水質保全や快適で文化的な生活環境確保とともに、適切な給水に向けた整備が求められています。今後は人口減少により給水収益（水道料金収入）が減少する中で、老朽化した施設の更新計画を策定し、引き続き安定的な水の供給、処理に努める必要があります。
- 日常生活と密接な関係にある自然環境の悪化は、地域としても重要な課題となるため、河川等のきれいな水環境の保全に向けて、生活排水対策を進めるなど、衛生環境の向上に引き続き取り組む必要があります。



施策での取組

主要施策

1-4-1 集落内住環境の整備

- 集落内の空き家調査を定期的を実施し、危険家屋の把握に努めるとともに、各地区で空き家対策に取り組める体制の強化を図ります。
また、空き家の積極的な利活用促進のため、改修などの支援について検討します。
- 町営住宅への需要を適切に把握し、適正な維持管理、必要な修繕等を行うことで、住宅の長寿命化、有効活用を図ります。
- 老朽化の進んでいる町営住宅については、長寿命化計画に基づき建替えを検討します。なお、町営住宅の新設、補修にあたっては、UIターン希望の若者など、新たなニーズに対応した住宅の供給を目指します。

1-4-2 環境美化活動の推進

- 環境美化に対する啓発とともに、住民、地域、企業、NPOなどと連携し、環境美化活動を積極的に推進します。今後は区での清掃活動などが廃止となるため、官民協働によるごみのポイ捨て・不法投棄防止に係る監視体制を強化するとともに、各地区と連携した環境美化活動の実施体制について検討を進めます。

1-4-3 合併処理浄化槽設置の推進

- 汚水処理の必要性や効果についての意識啓発を行うとともに、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止、合併処理浄化槽の普及啓発設置を推進し、衛生的な生活環境を確保します。

1-4-4 水道施設の整備

- 簡易水道施設等の改良や維持修繕、老朽化した水道管本管の二層管への更新、本管などの畑地内から道路敷への布設替えに取り組むなど、適切な整備を行い、安全で良質な水道水の安定供給に努めます。

1-4-5 水源・水質の確保

- 安全で良質な水の供給を確実にしていくために、水源の確保に努めるとともに、降雨や施設の老朽化による濁度の解消、※クリプトスポリジウム対策を実施するなど、水源から各家庭の給水栓に至るまでの総合的な水質管理を実施し、安定的な給水体制の向上に努めます。

※クリプトスポリジウム対策：

水道水の原料となる河川などには、消毒に用いている塩素が効きにくい病原性微生物が流れてきてしまう場合があります。クリプトスポリジウムはその代表的な微生物のひとつで、人にも家畜にも感染する病原体の一種です。クリプトスポリジウム等の混入のおそれがある場合は、有効なる過設備や紫外線処理設備等の整備が必要とされています。

■ 前期・後期基本計画期間における施策の推進

主要施策	前 期	後 期
1-4-1：集落内住環境の整備	①空き家調査の定期的な実施 ②町営住宅の維持管理 ③町営住宅の建替え検討	①空き家調査の定期的な実施 ②空き家の有効活用・改修支援の検討 ③町営住宅の維持管理 ④町営住宅の建替え検討
1-4-2：環境美化活動の推進	①環境美化の啓発 ②ごみのポイ捨て・不法投棄防止に係る監視体制の強化	①環境美化の啓発 ②環境美化活動の実施体制検討 ③ごみのポイ捨て・不法投棄防止に係る監視体制の強化
1-4-3：合併処理浄化槽設置の推進	①合併処理浄化槽設置による自然環境保護への啓発・意識の強化 ②合併処理浄化槽の設置促進	①合併処理浄化槽設置による自然環境保護への啓発・意識の強化 ②合併処理浄化槽の設置促進
1-4-4：水道施設の整備	①簡易水道施設等の適正な維持管理	①簡易水道施設等の適正な維持管理
1-4-5：水源・水質の確保	①水源の確保 ②水質検査・クリプトスポリジウム対策の実施	①水源の確保 ②水質検査・クリプトスポリジウム対策の実施

■ わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割）

- 空き家、空き地の管理は責任を持って行いましょう。
- 水の大切さを理解し、節水に努めましょう。
- 単独処理浄化槽等を使用している場合は、合併処理浄化槽へ早期に切り替えましょう。
また、合併処理浄化槽の性能を常に発揮できるよう、維持管理に努めましょう。

施策1-5 新しい生活様式・デジタル化の推進

[めざす姿]

- 情報通信技術等を活用した暮らしやすい環境が整い、新しい生活様式の定着が進んでいます。



施策を取り巻く環境

新しい生活様式

- 新型コロナウイルスの世界的な流行は、人々の生命や健康はもとより社会経済に甚大な影響を及ぼしています。今後は、新型コロナウイルスとの共存（ウィズコロナ）や収束後の社会（アフターコロナ）を見据え、新しい生活様式に対応した取組を進めていく必要があります。
- 新しい生活様式への対応にあたっては、経済活動、医療、教育、働き方等、様々な場面において、オンラインの導入等による情報通信技術（ICT）を活用した感染リスクの抑制や周囲に感染を拡大させない取組に加えて、外出困難な高齢者・障がい者に配慮しながら、生活利便性や業務効率向上を推進していくことが求められます。

デジタル化の推進

- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、直接人と対面するコミュニケーション機会が大きく減少し、その重要性が再認識される場面も多くなっています。こうした実際に見たり、触れたりする現実の価値を見つめ直し、本町の魅力や特性を発信していくことで、関係人口等の創出につなげていくことも重要となります。
- デジタル田園都市国家構想をはじめとする国の政策動向を見据えながら、地域のデジタル化に積極的に取り組みつつ、より実効性の高い、地域の実情に応じた取組を展開していけるよう検討を行う必要があります。
- 情報通信技術（ICT）の目覚ましい進化・発展は、生活利便性の向上につながる一方で、高齢者等が情報化に取り残されていくという情報格差の問題、コンピューターウイルスや不正アクセスなど、サイバー犯罪に対する情報セキュリティの確保が課題となります。
- デジタル化によって効率化された人材、時間は、住民に寄り添った対応、マンパワーを必要とする業務に充てるなど、リアルとデジタルの両立を図り、先行きが不透明な時代を生き抜く、機動性、柔軟性の高い組織体制の構築が併せて重要となります。

施策での取組

主要施策

1-5-1 情報通信基盤等の充実

- 既設設備の適切な更新・メンテナンスを実施し、情報通信基盤の安定した運用に努めるとともに、発信する情報の目的や用途に応じてケーブルテレビ・インターネット及び音声告知放送等の媒体を効果的に活用し、情報発信に努めます。
- 携帯電話などの受信感度が弱い地域にあっては、その解消に努めます。

1-5-2 情報化社会への対応

- 高まるオンラインの需要に応えるべく、インターネット回線の高速化、安定化を目指し、ケーブルテレビ・インターネット上位回線の増速等により、快適なインターネット利用環境を整備します。
- 誰もがデジタル化の恩恵を受けられるよう学習機会を設けるなど、デジタルデバイド対策（情報格差対策）に取り組めます。
- ※リモートワーク、※ワーケーション等への活用のほか、民間事業者と協力し、官民連携による情報化社会への対応する生活サービスの事業展開について検討を進めます。

※リモートワーク：

「在宅勤務」、「テレワーク」、「サテライトオフィス勤務（施設利用型勤務）」の総称で、情報通信技術（ICT）を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方を表します。

※ワーケーション：

work（仕事）とvacation（休暇）を組み合わせた造語で、「休暇中に仕事をする」あるいは「休暇を過ごす環境で仕事をする」ことを意味し、通常の職場以外のデジタル環境が整った地方の観光地等で、テレワーク等により働きながら休暇も楽しむことなどが想定されています。

前期・後期基本計画期間における施策の推進

主要施策	前 期	後 期
1-5-1：情報通信基盤等の充実	①既設設備の更新 ②情報通信基盤の有効活用 ③携帯電話不感地域の解消	①既設設備の更新 ②情報通信基盤の有効活用 ③携帯電話不感地域の解消
1-5-2：情報化社会への対応	①インターネット利用環境の整備 ②デジタルデバイド対策 ③リモートワーク、ワーケーション等への活用検討	①インターネット利用環境の整備 ②デジタルデバイド対策 ③民間事業者との連携による事業化の検討

わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割）

- 感染予防を意識した取組とともに、生活の様々な場面や働き方等において、ウィズコロナ・アフターコロナ時代に対応する新しい生活様式を実践していきましょう。
- 生活の利便性向上のために、情報通信技術（ICT）を使いこなす能力を積極的に身につけましょう。

施策1-6 消防・救急体制・防災

[めざす姿]

- 人材の育成など消防・救急体制の充実が図られ、町民の安全・安心につながっています。
- 町民の安全・安心な生活が守られる防災に備えたまちづくりが形成されています。



施策を取り巻く環境

消防・救急体制

- 多種多様な災害に的確に対応できる消防体制を確保するため、教育訓練及び車両等装備の充実を図るほか、機能を適正に維持管理していく必要があります。
- 消防団については、常備消防との連携を図りながら、新入団員の訓練や消防団活動を通して、消防団員の資質と機動力の向上に努めるとともに、老朽化した設備等の更新などを計画的に整備していく必要があります。
- 火災予防を推進するため、住宅防火対策及び事業所等に対する消防関係法令に基づいた防火対策指導の強化を図る必要があるほか、救急需要の増大に伴い、応急手当の普及啓発活動を強化する必要があります。

防災

- 防災においては、災害発生時に命を守るために「自助」、「共助」、「公助」の連携による地域防災力を高める、災害に強いまちづくりが必要不可欠です。特に本町においては、昼間は女性や子ども、高齢者の割合が高いため、災害が発生した場合の体制を整備する必要があります。
- 地域においては、地域の防災力の向上に向けて、これまでの取組を一層進めるとともに、今後は高齢者や障がい者、妊産婦といった災害時の避難にあたって配慮が必要となる要配慮者のうち特に支援を要する方（避難行動要支援者）への対策が必要となっています。

危機管理体制

- 近年は、新型コロナウイルス感染などにみられるように、国境を越えて予測できない危機事象が発生しており、住民が安心して暮らせるよう、様々な危機事象に対して組織的に対応できる危機管理体制の確立や国や県、関係機関とのより密接な連携や対応システム等の構築・充実が求められます。

施策での取組

■ 主要施策

1-6-1 防火・防災意識の普及啓発

- 住民の生命や財産を守るため、消防団員による、啓発やCATV文字放送を活用しての啓発を実施し、防火・防災意識の高揚を図り、住民の理解を深めます。
- 住宅火災による死亡者の発生を防止するため、高齢者等への防火訪問を実施するとともに、住宅用火災警報器の設置及び10年以上が経過した機器の取り換えについて啓発を行います。
- 各自や家庭、地域でできる効果的な防災・減災対策として、避難場所の確認や家庭内における備蓄（自助備蓄）、地域での備蓄（共助備蓄）について周知啓発を行い、日頃から災害に備える意識を高めます。

1-6-2 防災体制の整備

- 各関係機関との十分な連携により緊急時の防災・減災体制の充実に努めます。
また、災害による被害を最小限に抑えるため、民間事業所からの物資・資器材の供給のほか、遠隔地からの相互支援体制を整えるなど、応援協定の充実に努めます。
- 「自助」「共助」による地域防災力を高めるため、防災士資格取得の推進のほか、自主防災組織設置の普及啓発を実施し、地域防災力の向上につなげます。
- 災害発生時に迅速な対応や避難行動ができるよう、ホームページの再構築、神流町お知らせメール・※SNS等の利用促進、登録推進等、防災情報伝達の多重化を図ります。

※SNS：

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略称。フェイスブック、ツイッター、LINE等、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスであり、人と人とのつながりを促進・サポートするなど、社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）の構築を可能にするサービスです。

1-6-3 消防体制の整備

- 多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部と連携し、町内の消防体制の充実に努めます。
- 消防団については、退団者や機能別消防団員制度の普及啓発を図り、消防団員の確保に努めるほか、団員数の減少により消防力の維持が困難な分団の統廃合等、編成の見直しに取り組みます。
また、団員がより安全かつ機能的に活動できるよう消防車両、資機材、消防水利などを計画的に整備します。

1-6-4 危機管理対策の推進

- 危機が発生した時やそのおそれのある場合に迅速な対応ができるよう、日頃から広報等による危機管理意識の周知啓発に努めるとともに、県・消防・警察・学校・区長等との連携による情報提供体制の整備充実に努めます。

- 武力攻撃事態や緊急処理事態（大規模テロ）への対応として、職員の危機管理意識を高め、危機が発生した時には、J-ALERT（全国瞬時警報システム）を活用し、情報の収集や伝達などの確な緊急対応ができるよう危機管理体制を整備します。
- 感染症法に定める感染症が発生した時に迅速な対応ができるよう、国や県、関係機関と連携し、感染症に関する最新情報の収集を図るとともに、感染症予防や感染時の適切な対応等、正しい知識の収集と意識啓発を図ります。

■ 前期・後期基本計画期間における施策の推進

主要施策	前 期	後 期
1-6-1：防火・防災意識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ①火災予防に向けた啓発の実施 ②高齢者等への防火訪問の実施 ③住宅用火災警報器の設置啓発の実施 ④家庭内における備蓄や、地域での備蓄の普及・啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ①火災予防に向けた啓発の実施 ②高齢者等への防火訪問の実施 ③住宅用火災警報器の設置啓発の実施 ④家庭内における備蓄や、地域での備蓄の普及・啓発
1-6-2：防災体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ①防災関係機関との連携強化 ②民間機関との災害時における応援協定の充実 ③自主防災組織の設立促進 ④防災情報伝達の多重化 	<ul style="list-style-type: none"> ①防災関係機関との連携強化 ②民間機関との災害時における応援協定の充実 ③自主防災組織の設立促進 ④防災情報伝達の多重化
1-6-3：消防体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ①消防団員の確保対策 ②消防団の安全確保 ③編成の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ①消防団員の確保対策 ②消防団の安全確保 ③各分団の配備車両数の見直し
1-6-4：危機管理対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①危機管理意識の向上 ②武力攻撃事態等対策 ③感染症予防対策 	<ul style="list-style-type: none"> ①危機管理意識の向上 ②武力攻撃事態等対策 ③感染症予防対策

■ わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割）

- 「自らの身は自らで守る」という意識を持ちましょう。
- 住宅用火災警報器を設置するなど、火災予防に対する意識を高めましょう。
- 自然災害の発生に備え、防災用品の備蓄や防災訓練等に参加するなど、災害に備えましょう。
- 災害や救急時に、高齢者や障がいのある人、妊産婦等への援助に協力しましょう。
- いざという時に支え合えるよう、ふだんから地域との関わりを持ち、地域防災力を高めましょう。
- 感染症に関する知識を高め、予防に努めましょう。

施策1-7 防犯・交通安全

[めざす姿]

- 住民が防犯や交通に対する知識を深め、犯罪や事故に巻き込まれない環境が形成されています。
- 住民が意識を持って犯罪被害者等に関する問題を社会全体で考え、ともに支え合い、誰もが安心して暮らすことができます。
- 消費者被害を最小限に止めるための相談体制が整っています。



施策を取り巻く環境

■防犯・消費者被害対策

- 地域のつながりが薄れていく中で、高齢者や子どもを犯罪から守るための防犯教室、出前講座等のほか、地域で見守っていく体制づくりを進めるなど、犯罪の抑止活動を推進していくことが求められます。
- 特殊詐欺の被害を防ぐために、消費者教育や啓発、消費生活相談の充実を図るとともに、関係機関との情報共有・連携を深める取組が求められます。
- 犯罪被害者等の支援については、犯罪被害者等が置かれている状況に合わせ、社会全体で効果的に支援を行っていく必要があります。

■交通安全対策

- 高齢者や子どもが交通事故に遭うことがないように、交通安全教室や高齢者の自動車運転体験型講習、子どもたちへの自転車教室、出前講座等を通じて意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の設置など、交通事故の発生しにくい環境整備を進めていく必要があります。
- 近年では、高齢者ドライバーによる交通事故が多発していることから、交通安全対策のさらなる推進と交通安全意識の高揚が必要です。



施策での取組

■ 主要施策

1-7-1 地域防犯活動の推進

- 広報・回覧・ホームページ、SNSを活用し、消費生活での契約トラブルなどの被害に遭わないよう啓発活動を行います。
- 住民、事業者、警察と協働した防犯活動や、パトロール車による巡回、防犯設備の設置など、犯罪抑止に向けた取組を推進します。
- 高齢者への特殊詐欺被害防止に向けて、ひとり暮らしの高齢者への特殊詐欺対策機器設置を推進します。

1-7-2 防犯施設の充実

- 犯罪抑止、検挙率向上のため、国道沿線に設置している防犯カメラを増設するほか、町設置の防犯カメラではまかなえない、事業所、個人宅の犯罪抑止のため、防犯カメラの設置を推進し、犯罪の抑止、発生後の早期解決につなげます。
- 防犯灯の不具合や不点灯の監視、既存防犯灯の効果的な設置箇所への移設を行うなど、防犯灯の適切な設置、管理を行います。

1-7-3 犯罪被害者等施策の推進

- 犯罪被害者等（犯罪やこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為の被害者及びその家族または遺族）の施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援機関との連携強化を図ります。
- 見舞金制度の新設など、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障されるよう支援策の充実を図ります。

1-7-4 交通安全活動の推進

- 交通指導員の定数確保に努め、街頭指導等による交通安全の啓発活動を実施します。
- 警察、交通安全協会、PTAなどの関係団体との連携を強化し、様々な機会を利用して啓発活動や交通安全運動を実施します。
- 高齢運転者の事故防止のため、敬老割引制度等によりバス利用の促進を図るなど、自主返納しやすい環境づくりを整備します。

1-7-5 交通安全環境の整備

- 歩行者や自転車利用者などの安全確保を図るため、道路反射鏡や区画線などの交通安全施設の整備を進めます。
- 国道・県道の拡幅及び歩道の整備、急カーブの解消と併せ、標識及びカーブミラーの設置等を関係機関に要望し、交通事故発生を抑制します。

■ 前期・後期基本計画期間における施策の推進

主要施策	前 期	後 期
1-7-1：地域防犯活動の推進	①防犯意識の啓発 ②警察、関係機関との連携強化 ③高齢者への特殊詐欺被害防止のための機器整備、啓発	①防犯意識の啓発 ②警察、関係機関との連携強化 ③高齢者への特殊詐欺被害防止のための機器整備、啓発
1-7-2：防犯施設の充実	①町内防犯カメラ設置の拡充 ②事業所、個人宅への防犯カメラ設置の推進 ③防犯灯の適切な管理	①町内防犯カメラ設置の拡充 ②事業所、個人宅への防犯カメラ設置の推進 ③防犯灯の適切な管理
1-7-3：犯罪被害者等施策の推進	①犯罪被害者等支援機関との連携強化 ②犯罪被害者等支援の充実	①犯罪被害者等支援機関との連携強化 ②犯罪被害者等支援の充実
1-7-4：交通安全活動の推進	①警察、交通安全協会、PTAなどの関係団体との連携を強化 ②交通安全運動による広報啓発 ③高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境づくり (免許返納後の移手段の検討)	①警察、交通安全協会、PTAなどの関係団体との連携を強化 ②交通安全運動による広報啓発 ③高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境づくりの推進 (免許返納後の移手段の検討)
1-7-5：交通安全環境の整備	①交通安全環境の整備	①交通安全環境の整備

■ わたしたちができること（住民・地域・事業者に期待する役割）

- 地域での交通安全活動、防犯活動に参加・協力しましょう。
- 地域で防犯上の危険箇所がある場合は、役場へ相談するほか、地域で相談して未然防止に取り組みましょう。
- 消費者トラブルに巻き込まれないよう、知識を身につけ、地域で声をかけ合うなど、未然防止を心がけましょう。

基本目標2 暮らしを支え、賑わい・活力を興すまち

施策2-1 農林業

[めざす姿]

- 地域の実情に即した生産基盤が整備され、安心かつ安定した農業経営が確立されています。
- 魅力ある生産基盤で、新規就農者が増え、意欲と能力のある担い手が育成されています。



施策を取り巻く環境

■ 農業の振興

- 町の農業においては、年々高齢化する農業従事者とその後継者や担い手の確保・育成が急務の課題となっているほか、農地については町内に散在しており、今後も耕作放棄地の拡大が懸念されています。そのため、耕作放棄地の解消に向けて、意欲ある農業者への農地集積・集約化を図るなど、農地の有効活用が引き続き必要とされています。
また、農業生産基盤を安定化、作業効率の向上を図ることにより、所得向上に取り組む必要があります。併せて、情報通信技術（ICT）の活用も今後重要になると考えられます。
- 一方で地域の元気づくりとして、高齢の農業者が生きがい、やりがいを持って農業に取り組める農業の振興が求められます。
- 有害鳥獣による農作物被害の拡大は、農業従事者の暮らしに影響を及ぼします。そのため引き続き地域で被害防止対策に取り組むことができるよう、猟友会等と連携し、被害防止効果の高い対策の推進など、総合的な取組が必要となっています。

■ 林業の振興

- 森林は町土の保全、水源の涵養、林産物の供給等の多面的機能を有しています。こうした森林本来の機能を持続的に発揮していくために、健全な森林へと誘導し、効率的に整備を進める必要があります。
- 林業に携わっている方及び森林経営をしている方の森林は整備されていますが、森林所有者の不在、生産意欲の減退等により、未整備の地域もみられるため、こうした未整備地域の施業全般を推進し、森林が持つ公益的機能の低下を抑えるとともに、林業を生業とする産業として検討していくことが引き続き必要となります。

- 町では平成30年より、日本の伝統木造建築構法を次代に継ぐ取組として大工志塾を開催し、これまでに多くの人材を輩出しています。今後は全国の大工志塾関係者とのつながりを生かし、大工育成環境の維持とともに、町内林業をはじめ、地域活性化へ発展するよう取り組んでいく必要があります。

施策での取組

主要施策

2-1-1 新規就農者及び農業後継者の確保・育成

- 既農業従事者や関係団体などと連携しながら新規就農者の掘り起こしを行い、就農前後のサポート体制の確立を目指すほか、「人・農地プラン」の定期的な見直しを行い、地域の課題・解決方法を検討します。

2-1-2 耕作放棄地の解消

- 高齢化や町外在住の農地所有者の増加に伴い、各関連機関と連携し意欲ある農業者への農地集積を推進し、耕作放棄地の解消を目指します。
- 季節にあった特産品及び加工品を販売できるよう、JA、道の駅万葉の里、恐竜センターなどと連携を図り、地産地消及び販路の拡大による所得増につなげ、農業意欲の向上とともに耕作放棄地の解消に努めます。

2-1-3 地域農業の振興

- 農業関係各機関及び団体との連携のもと、指導・支援体制の強化を図り、農業者の意識改革を求めながら、高齢者向け農業、段々畑などの狭小農地に対応できる作物の栽培を促進し、地域農業の振興を図ります。
- 集約型農業を中心に果樹、山菜、雑穀類等の導入、栽培促進を図るとともに、付加価値の高い有機農産物の開発及び生産等を積極的に推進し、地域の特性を生かした高付加価値農業を推進します。
- 情報通信技術（ICT）を活用した効率的な生産技術の導入を検討します。

2-1-4 有害鳥獣対策

- 農業従事者個々での有害鳥獣対策に限界があるため、集落全体でネットフェンスを設置するなど、地域ぐるみで鳥獣被害対策に取り組み、農業意欲の向上に努めます。
- 猟友会などの組織と連携し、狩猟免許の新規取得、有害鳥獣の捕獲に取り組みます。

2-1-5 林業基盤の整備

- 林道の改良や作業道の整備を基本とした基盤の整備、施業地の所有者情報整理及び境界確定を推進し、間伐などの森林整備を促進します。
また、生産性の向上と作業の効率化を図るための機械化の整備を推進します。

2-1-6 森林資源の活用と保全

- 林産物からなる森林の経済的要請のほか、森林の保存から得られる観光、環境、交流を視点にした森林の活用と保全に努めます。
- 間伐材などの有効活用に向けて木質バイオマスエネルギーをはじめ、低質材の消費拡大に取り組みます。
- 「神流杉」、「神流檜」等の地域ブランド化に向けて、神流産木材の魅力を発信するほか、品質向上、需要拡大に向けて、高付加価値製品などの開発を目指します。

2-1-7 林業従事者の雇用確保・育成

- 林業を推進するために若年層の雇用を推進し、従事者の定着を図るための就労環境の整備・改善に努めます。
- 大工志塾関係者とのつながりを生かし、木材の流通体系の検討や林業従事者の育成、加工品の開発等、人材の育成とともに、林業による生産・加工体制を構築し、生業としていくため基盤づくりを進めます。

■ 前期・後期基本計画期間における施策の推進

主要施策	前期	後期
2-1-1：新規就農者及び農業後継者の育成と確保	①新規就農者の確保・育成 ②農業後継者の育成	①新規就農者の確保・育成 ②農業後継者の育成
2-1-2：耕作放棄地の解消	①耕作放棄地の集積 ②耕作放棄地での育成作物の検討	①耕作放棄地の集積 ②耕作放棄地の有効活用
2-1-3：地域農業の振興	①各作目の生産性向上 ②高付加価値作物の開発・生産 ③スマート農業の導入検討	①各作目の生産性向上 ②高付加価値作物の生産拡大 ③スマート農業の導入検討
2-1-4：有害鳥獣対策	①鳥獣被害対策の推進 ②人材の育成・有害鳥獣の捕獲	①鳥獣被害対策の推進 ②人材の育成・有害鳥獣の捕獲
2-1-5：林業基盤の整備	①林道の改良や作業道の整備 ②間伐などの森林整備	①林道の改良や作業道の整備 ②間伐などの森林整備
2-1-6：森林資源の活用と保全	①森林資源の活用と保全 ②低質材の消費拡大 ③神流産木材の地域ブランド化 ④高付加価値製品の開発	①森林資源の活用と保全 ②低質材の消費拡大 ③神流産木材の地域ブランド化 ④高付加価値製品の開発
2-1-7：林業従事者の雇用確保・育成	①林業従事者の雇用確保・育成 ②就労環境の整備・改善	①林業従事者の雇用確保・育成 ②就労環境の整備・改善

■わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割）

- 次の世代へ本町の農業を継承するために、就農意欲のある者の情報提供を行うなど、担い手育成を支援しましょう。
- 地元の農産品に関心を持ち、地産地消を心がけましょう。
- 新たな技術を活用した農業、林業に関心を持ちましょう。
- 個人、法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した時は、届出を行いましょ。

施策2-2 観光業

[めざす姿]

- 神流町らしい賑わいが生まれ、観光客の訪れるまちとなっています。
- 神流町を五感で感じることでできる観光メニューが揃っています。
- 観光客をはじめ、町内のイベントへの来訪が、町外との交流人口の拡大につながっています。



施策を取り巻く環境

観光振興

- 町の観光振興は、西上州を代表する御荷鉾山や森林資源を活用したトレイルランニングレース「神流マウンテンラン&ウォーク」が、住民の“おもてなし”を前面に押し出した参加者と住民の交流イベントとして発展しています。
また、春の恒例行事となっている「鯉のぼりまつり」や、関東一の清流「神流川」を生かし、自然を体験できる「神流の涼」と併せて、観光入込客数の増加につながっています。
- 今後は、地域の観光資源を生かしたイベントをはじめ、「恐竜センター」及び併設する「はこだたみキャンプ場」や令和4年8月にオープンした「みかぼ高原オートキャンプ場」など、町内の観光拠点と自然・食・文化など、潜在する地域資源を組み合わせながら、アウトドアフィールドの拠点としてさらなる交流の推進することが求められます。加えて、観光型の体験学習・農家民泊などを通じた都市住民との交流拡大、発展する取組を推進することで、関係人口の拡大を図るなど、観光を産業として自立させる仕組みづくりが求められます。
- 観光による町の知名度の向上、地域ブランドの磨き上げとともに、さらなる誘客、受け入れに向けて、ターゲットを絞ったプロモーション（誘客、宣伝活動）に努める必要があります。

恐竜センターの充実

- 恐竜センターは、昭和60年4月に国内で初めて恐竜の足跡が発見されたことを契機に、食堂や売店、農林作物直売コーナーなどを併設し、本町の観光拠点となっています。
- 恐竜センターは恐竜化石の展示や体験教室など、博物館としての要素も有しているため、博物館としての価値の増強を図りながら、太古の歴史を現在に伝え、発信する施設として機能強化を図ることも重要となります。

施策での取組

主要施策

2-2-1 観光「かな」の確立とPR

- 普遍的な価値である豊かな自然環境、自然の恩恵として生み出される食、国内で初めて恐竜の足跡が発見された歴史的価値等の魅力を積極的に売り込み、様々な媒体を通して町内外へ効果的に発信することで、知名度向上を図ります。
- 地域資源である自然と町の主要観光施設の充実を図り、「かな」のイメージを高めるとともに、回遊性の高い観光地づくりを推進し、固定客やリピーターなどの観光客の増加に努めます。
- これらのPRにあたっては、今まで行ってきたインターネットや紙媒体によるPRに併せて観光案内所や企業等と連携したSNS等による情報発信に努めます。

2-2-2 地域ブランドの磨き上げ

- 自然などの観光資源や恐竜センターなどの観光型体験学習、民泊かなをはじめとした農家民泊など、様々な地域の観光資源を地域ブランドとして磨き上げ、交流人口の増加につなげます。
- 近年の自然・アウトドア志向の高まりを受け、本町の地域資源を生かした観光のさらなる見直しを行い、神流川や豊かな山など、自然を活用した自然体験型の観光を地域のブランド力として充実を図ります。
- 住民や企業の協力のもと「みかぼ高原オートキャンプ場」や「道の駅万葉の里」、町内宿泊施設を利用した自然体験、食など、スローライフ・スローフード志向に対応した本町ならではの地域ブランドを確立します。

2-2-3 地域資源と交流企画による観光の推進

- 季節によって楽しめる年間で変化する田舎暮らし体験など、都市住民の交流ニーズを的確に捉え、観光と連携したイベントや交流機会の増進に努めます。
また、神流町農泊推進協議会等と連携し、町内の観光・交流資源を組み合わせ、宿泊と体験がセットになったプランの開発を行うなど、本町ならではの交流企画、観光体制の整備を進めます。

2-2-4 イベントの見直し及び強化

- 「鯉のぼり祭り」をはじめ「神流マウンテンラン&ウォーク」や「神流の涼」などの既存イベントの実施方法等を見直し、観光客の町内消費が促進できるようなイベントにできるよう努めます。
- イベントの実施方法を見直した結果をもとに効果的なイベントを実施し、観光客の町内消費の促進に努めるほか、イベント等で来訪する観光客を受け入れる駐車場の確保対策に取り組みます。

2-2-5 特産品等の開発

- 町が振興する「インカのみぎめ」、「あわばた大豆」をはじめ、既存の“モノ”を活用した特産品の開発に努めます。加えて、新たに開発した特産品を町外に向け積極的にPRを行い、神流ブランドとしての定着を図ります。
- 恐竜センターや商店における土産品について、行政や町内の事業者、小中学校、高校などのアイデアをもとに土産物開発と取扱いを積極的に行い、「かな」ブランドを確立するとともに、既存の商品の磨き上げを行い、既存商品をベースとした新商品の研究開発、PRに取り組みます。

2-2-6 神流町及び近隣市町村と連携した観光プランの作成

- 新たな観光振興のため「人」、「自然」、「宿」、「体験」等、あらゆる視点からの観光プランを作成し、町民や地域団体、企業などとともに、観光に必要な「人づくり」やシステムづくりに努めます。
- 広域の協議会等と連携し、近隣市町村を周遊しながら楽しめる観光プランの作成に取り組みます。

2-2-7 恐竜センター施設の充実

- 近隣土地所有者や関係者の理解・協力のもと、来館者の利便性向上に努めます。
- 恐竜の進化や神流町の地質、自然などの理解を学術的に深めることができるよう、組織的な人材教育に力を入れるとともに、化石産地の調査活動を通じて展示物の増強や更新、収蔵設備の増強を図ります。
また、教育目的の利用を強化し、恐竜化石から神流町の化石、地質、生物の進化を学べる展示と指導員による学習体験の充実を目指します。
- SNSなどを利用し、町ならではの文化や手芸品を積極的に宣伝するほか、町民が講師となってワークショップを開催するなど、売店での販売を強化します。

2-2-8 博物館価値の増強

- 人材育成を目的としたモンゴル科学アカデミーをはじめとする、海外の施設との学術交流や、全国の博物館、大学とのさらなる協力を図ります。
- 調査研究など研究活動により力を入れることができるよう、学芸部門の人材強化を行います。

■ 前期・後期基本計画期間における施策の推進

主要施策	前 期	後 期
2-2-1：観光「かな」の確立とPR	①特産品の神流ブランドとしての定着 ②既存土産品の磨き上げ	①特産品の神流ブランドとしての定着 ②新たな土産品の開発・PR
2-2-2：地域ブランドの磨き上げ	①既存観光資源の磨き上げ ②自然体験型の観光の地域ブランド化	①地域ブランドの確立
2-2-3：地域資源と交流企画による観光の推進	①イベントや交流機会の増進 ②交流企画、観光体制の整備	①イベントや交流機会の増進 ②交流企画、観光体制の整備
2-2-4：イベントの見直し及び強化	①地域イベントの見直し及び強化 ②地域イベントのPR	①地域イベントの見直し及び強化 ②地域イベントのPR・誘客促進
2-2-5：特産品等の開発	①特産品等の開発	①特産品等の開発 ②新たな特産品等のPR
2-2-6：神流町及び近隣市町村と連携した観光プランの作成	①観光プランの作成 ②近隣市町村との連携	①周遊型観光プランの作成
2-2-7：恐竜センター施設の充実	①展示物の増強や更新 ②既存土産品の磨き上げ	①展示体験の充実 ②売店における販売強化
2-2-8：博物館価値の増強	①海外の施設・全国の博物館、大学との協力 ②学芸部門の人材強化	①海外の施設・全国の博物館、大学との協力 ②学芸部門の人材強化

■ わたしたちができること（住民・地域・事業者に期待する役割）

- 交流する意識やホスピタリティ（おもてなしの心）を持って、観光客を迎えましょう。
- 事業所等は、各種イベント等の協賛に努め、地域振興に貢献しましょう。
- 地域の賑わいづくり、土産物の開発のアイデアなど、神流町の魅力づくりに協力しましょう。
- 国内で初めて恐竜の足跡が発見された神流町の地質や自然に関心を持ちましょう。

施策2-3 商工業

[めざす姿]

- 本町の物産の強みを生かせる「食」を活用した商品の開発、販路開拓が進み、地域経済を支えています。
- 高齢となっても住民が買物に困ることがない商業環境の形成に取り組んでいます。



施策を取り巻く環境

■ 商工業の振興

- 小規模経営小売店経営者の高齢化や後継者難により、町内の商業は衰退や空き店舗が増加しています。一方、消費者においては、日用品の調達のためには、町外の大型店やスーパーなどに依存する状況であり、自家用車を持たない高齢者には、消費活動が厳しい状況となっています。
- 時代変化に即した商工業活動の促進を図るため、経営革新や後継者の育成、住民の日常生活に密着した商品・サービスの提供などの促進に取り組むとともに、6次産業化の推進を図り、付加価値の高い商品開発に取り組むなど、町産品のブランド化に向けて取り組む必要があります。

施策での取組

■ 主要施策

2-3-1 町内消費の拡大

- 商工会や商店連盟との協力・連携により、地域に密着した商業経営を推進し、町内購買力の強化を図ります。
- 買物弱者対策として、町内商店における買物代行サービスの検討や移動販売を奨励し、内需の拡大及び外貨の獲得を目指します。

2-3-2 観光消費の拡大

- イベントやインターネット及びSNSを活用したPR活動による観光客の取り込みを強化し、町内における観光消費の拡大を目指します。
- 観光客の取り込みにあっては、町の「顔」である町並みと商店街を魅力あるものとするために、空き店舗の活用や駐車場整備、散策案内などの充実を促進するほか、各商店や施設と連携し、滞在時間を増加させ、消費拡大へつなげます。

2-3-3 特産品の販路・供給体制の確保

- 観光イベントへの積極的な商店の参加を促し、販売力を高めるとともに、地域の特性や地域資源を生かした「かな」ブランドの開発・全町的な販売を含めた販路確保により、生産者の意欲向上と地域の活性化を図り、安定供給のできる体制づくりを目指します。

■ 前期・後期基本計画期間における施策の推進

主要施策	前 期	後 期
2-3-1：町内消費の拡大	①町内購買力の強化 ②買物弱者対策の検討・実施	①町内購買力の強化 ②買物弱者対策の検討・実施
2-3-2：観光消費の拡大	①観光客の取り込み強化 ②町並み・商店街の魅力向上	①観光客の取り込み強化 ②町並み・商店街の魅力向上 ③町内滞在時間の増加対策
2-3-3：特産品の販路・供給体制の確保	①商店の観光イベントへの参加促進 ②特産品の販路確保 ③安定供給体制の構築	①商店の観光イベントへの参加促進 ②特産品の販路確保 ③安定供給体制の構築

■ わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割）

- 町内で買物をするなど、地元での消費を心がけましょう。
- 事業者は自らの活動に期待される社会的意義・役割を意識し、企業の強みと技術力を生かした創意工夫により、事業の発展に努めましょう。

施策2-4 雇用対策・新たな産業の育成

[めざす姿]

- 新規企業の立地や新たな産業が生み出す地域ブランドの創出により雇用や地域産業の活性が促進されています。



施策を取り巻く環境

雇用対策

- 住民の安定した生活のためには、安定した雇用環境と所得が確保されていることが重要であり、国内では、個々人の事情に応じた仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や情報通信技術（ICT）の発達により、労働者も組織や従来の風習に縛られない業種や業務形態を志向するなど、多様な雇用機会が進んでいます。
- 町の自立のためには、地域資源や特性を生かした新たな産業の創出、時代の需要に即した魅力ある製品・商品の開発も求められ、雇用機会拡大の可能性と併せて、関係者との協働連携が必要となります。また、若年層定住に向けた企業誘致、起業への支援等により、雇用機会の確保に努めていくことも重要となります。

新たな産業の育成

- 農業従事者の高齢化や担い手不足、需要の低下によって、産業自体の衰退が懸念される中で、町内では6次産業化等による、町特産品の開発や生産規模拡大に引き続き取り組んでいきます。

施策での取組

主要施策

2-4-1 6次産業化の推進

- これまでの産業間での連携実績を踏まえ、地域資源を生かした地元での生産、加工、販売を担う、※6次産業の実現に向けて引き続き取り組みます。

※6次産業：

1次産業（農業）×2次産業（加工）×3次産業（情報サービス）＝6次産業

農産物の生産（1次産業）から加工（2次産業）・販売（3次産業）までを手掛ける総合産業のことを指します。

2-4-2 新企業の誘致

- 企業の経営強化への取組支援などとともに、サテライトオフィス等の整備により積極的な企業誘致活動を推進します。
- 企業の誘致にあっては、情報通信技術（ICT）関連企業のほか、町の自然に配慮し、環境にやさしく、地域の産業と融合できる企業の誘致を推進し、若者の定住促進や就労機会の創出につなげます。

前期・後期基本計画期間における施策の推進

主要施策	前期	後期
2-4-1：6次産業化の推進	①6次産業化事業の検討・推進 ②生産、加工、販売体制の整備	①6次産業化の推進
2-4-2：新企業の誘致	①新企業の誘致環境の整備 ②誘致企業の検討・企業誘致の推進	①企業誘致の推進

わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割）

- 仕事への関心、働く意欲を持ち、自己の職業能力向上に努めましょう。
- 地域資源（ヒト・モノ）の活用とともに、産業間での連携による新たなビジネスの創出について考えていきましょう。

基本目標3 郷土を育み、未来を担う人財を育むまち

施策3-1 学校教育・青少年健全育成

[めざす姿]

- 個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、知・徳・体を育み、自立を支える教育が進められています。
- 地域の活力を教育に取り込み、学校・家庭・地域が連携・協働して子どもを育てる社会環境づくりが進められています。



施策を取り巻く環境

学校教育

- 町内には小学校、中学校がそれぞれ1校あり、学校が安心して学べる居場所となるよう老朽化した施設の改修整備はもとより、避難所としても機能するよう整備を進める必要があります。
- 学校教育においては、子どもたち一人ひとりの能力や可能性を最大限に発揮できるよう、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を身につけるとともに、社会体験等を通じて、ふるさとへの愛着を高め、少人数の特性を生かしたきめ細かな指導と個別指導の充実を図るとともに、海外青年誘致事業や中学生の海外研修を実施し、国際化時代に対応した教育を推進しています。
- 国の「※GIGAスクール構想」に基づき、子どもたちを誰一人取り残すことなく個別最適化された学びを実現するため、デジタル教材等、情報通信技術（ICT）を効果的に活用した教育に取り組んでいけるよう、教職員の指導力を高める必要があります。
- 一方で、人数による学校教育環境は、複式学級による授業の実施や成長過程において児童生徒のコミュニケーション力、社会性を養う機会が少ないこと等の懸念も想定されるため、学校・家庭・地域の教育力の充実と連携の強化を図り、一体となって子どもたちと関わり、守り育てる環境を継続していく必要があります。

※GIGAスクール構想：

教育現場で児童・生徒各自がパソコンやタブレットといったICT端末を活用できるようにする取組のこと。「GIGA」は「Global and Innovation Gateway for All(すべての児童・生徒のための世界につながる革新的な扉)」の意味。

■ 青少年健全育成

- 子どもたちの安全を守り、健全育成を図るためには、ボランティア等の人材を確保し、学校・家庭・地域が密に連携し、町の未来を担う人材として心身ともに健やかに成長していくことができる環境づくりが求められます。
- 近年、インターネットに接続可能な機器の多様化、その急速な普及により、日々の学習などにも利活用が進んでいます。
またSNSの普及により、インターネット上での多様な人々の交流が実現されている一方で、インターネット上の人間関係の中でいじめなどのトラブル、SNSを介した犯罪被害に遭遇する危険なども大きくなっており、正しい知識の習得が必要となっています。
- 少子化に伴い、PTAをはじめとする青少年組織は、担い手の減少に伴い、誰もが参加しやすい活動のあり方を検討し、持続可能な組織にしていく必要があります。

🔊 施策での取組

■ 主要施策

3-1-1 学校教育環境や施設の充実

- 子どもたちが安全で快適に学習に取り組むことができるよう、学校施設の計画的な整備、非構造部材耐震化や改修、適切な維持管理、長寿命化に努めるほか、トイレの洋式化及びバリアフリー化に取り組めます。
- ウィズコロナ・アフターコロナに対応できる教育環境を確保するため、情報通信技術（ICT）を活用し、在宅での遠隔授業等を通じて、学校教育、家庭学習を継続できる環境を整備します。
- スクールバスについては定期的な更新を行い、安全の確保、適正な運行管理に努めます。

3-1-2 学校教育内容の充実

- 複式学級解消のための非常勤講師や補助教員の補充を継続し、指導力向上を図るとともに、一人ひとりの状況に応じきめ細かな学習指導や支援が可能となる環境整備に引き続き取り組めます。
また、※ALTの継続配置や海外青年誘致事業、中学生の海外研修を実施し、国際化に対応できる児童生徒の育成を継続します。
- 情報通信技術（ICT）を活用し、情報活用能力をはじめ、これからの時代を生きていくうえで基盤となる資質・能力を確実に身につけ、個に応じた学習を推進します。
また、デジタル教科書の導入に合わせて、デジタル教材を活用した学習の環境整備、教職員の指導力向上を図ります。

※ALT:

Assistant Language Teacherの略称で、外国語を母国語とする外国語指導助手をいいます。児童生徒の英語発音や国際理解教育の向上を目的に各教育委員会から学校に配置され、授業を補助する役割を担っています。

- 学校運営協議会と地域学校協働活動を一体的に推進し、地域人材・地域資源を教育課程に取り入れるとともに、高等学校や近隣小中学校との交流等、地域の教育力を積極的に活用し、地域特性を生かした教育を推進します。
- 神流町の良さに触れる体験活動、学習機会を通じて、郷土への愛着と誇りを持ち、地域の良さを積極的に発信しようとする児童生徒の育成に努めます。

3-1-3 学校給食や学校保健の充実

- 学校給食を中心に正しい食習慣の形成を図り、児童生徒自らが食生活を振り返り改善していく力を育成します。
また、学校給食に神流町産農産物も積極的に使用し、郷土への理解や愛着を育むほか、給食費の全額助成を継続して実施します。
- 新型コロナウイルスをはじめ、校内での感染拡大防止に向けた保健活動の充実を図るほか、子どもの健やかな成長、思春期における保健教育に取り組みます。

3-1-4 青少年育成環境と推進体制の整備

- 青少年の健全育成や非行防止を推進するため、家庭・学校・地域と連携し、学年・世代の枠を越えた交流や体験活動の機会を提供するなど、青少年にとって望ましい環境整備に引き続き取り組みます。
- 学童保育による放課後や長期休暇中の安全な居場所を確保し、子どもたちの健やかな成長を支援します。

3-1-5 青少年育成事業の充実

- 地域関係諸機関との連携を図り、青少年の自立・社会参加活動を目指した各種事業を推進するとともに、インターネット等のトラブルから子どもを守る教育や指導者の確保・支援に取り組みます。

3-1-6 青少年組織の充実と活動支援

- 校外における児童生徒の指導、地域における教育環境の改善充実に図るため、PTAの各種活動を支援するとともに、少子化や家族形態、働き方の多様化などによって、これまでの活動を維持することが難しくなっている状況を踏まえ、今後の持続可能な活動のあり方について検討を進めます。
- 子ども会や青少年関係団体等、地域活動組織の充実と活動支援に努め、地域全体で青少年を育成する環境を整えます。

■ 前期・後期基本計画期間における施策の推進

主要施策	前期	後期
3-1-1：学校教育環境や施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①中里中学校校舎改修、トイレ洋式化及びバリアフリー化 ②タブレット端末による自宅学習に向けた整備 ③スクールバス更新 	<ul style="list-style-type: none"> ①中里中学校体育館改修 ②タブレット端末による自宅学習に向けた整備 ③スクールバス更新

主要施策	前 期	後 期
3-1-2：学校教育内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①複式学級解消のための非常勤講師や補助教員の補充 ②少人数学級による一人ひとりへのきめ細かな学習指導の充実 ③ALTの継続配置や中学生海外研修制度など、国際化への対応 ④地域人材・地域資源を活用した教育活動の充実 ⑤近隣学校（高校も含む）との交流事業の実施を継続 ⑥郷土教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ①複式学級解消のための非常勤講師や補助教員の補充 ②少人数学級による一人ひとりへのきめ細かな学習指導の充実 ③ALTの継続配置や中学生海外研修制度など、国際化への対応 ④地域人材・地域資源を活用した教育活動の充実 ⑤近隣学校（高校も含む）との交流事業の実施を継続 ⑥郷土教育の推進
3-1-3：学校給食や学校保健の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①給食費の全額助成の継続 ②食育の推進や神流町産農産物の積極的な使用 ③学校保健活動の充実 ④感染症に対応した整備及び体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ①給食費の全額助成の継続 ②食育の推進や神流町産農産物の積極的な使用 ③学校保健活動の充実 ④感染症に対応した整備及び体制の充実
3-1-4：青少年育成環境と推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ①地域と連携した教育活動の推進 ②青少年にとって望ましい環境整備 ③啓発・広報活動の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ①地域と連携した教育活動の推進 ②青少年にとって望ましい環境整備 ③啓発・広報活動の充実
3-1-5：青少年育成事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①地域関係諸機関との連携 ②青少年健全育成に係る各種事業の推進 ③インターネット等のトラブルから子どもを守る教育、指導者の確保・支援 	<ul style="list-style-type: none"> ①地域関係諸機関との連携 ②青少年健全育成に係る各種事業の推進 ③インターネット等のトラブルから子どもを守る教育、指導者の確保・支援
3-1-6：青少年組織の充実と活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ①青少年健全育成活動の推進 ②PTAの各種活動を奨励 ③子ども会や青少年関係団体の育成・強化 	<ul style="list-style-type: none"> ①青少年健全育成活動の推進 ②PTAの各種活動を奨励 ③子ども会や青少年関係団体の育成・強化

■ わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割）

- 子どもたちの郷土愛を育み、歴史や伝統文化を受け継ぐ人を育てましょう。
- 家庭では、子どもと話す機会や時間を持ちましょう。
- 地域のみんなで学校・教育を支え、地域全体で子どもたちを見守りましょう。

施策3-2 生涯学習

[めざす姿]

- 町内の生涯学習拠点施設が積極的に活用され、生涯学習活動を通じて住民の生きがいづくりや交流の場になっています。



施策を取り巻く環境

生涯学習

- 生涯学習は、情報化の進展、教育水準の向上や自由時間の増大等を背景に、多様なニーズの把握と情報提供に努めるとともに、特色ある学習内容を検討・展開し、より多くの住民が、いつでもどこでも学びたい時に学べる機会をつくっていくことが求められています。
- 少子高齢化の進行により、町内の拠点施設の利用率及び事業における参加率等が横ばい若しくは下降をしており、地区間の交流の減少、連帯意識の希薄化などが危惧されています。

図書館

- 図書館は住民の学習を支えるだけでなく、本との出会いを介したコミュニケーションの機会や憩いの場となっています。そのため、子どもから高齢者まで幅広い年代層に対応した利用しやすい環境づくりとともに、情報化社会に対応し、読書の楽しさや学ぶ喜びが体験できる機会の充実を図るなど、図書館機能の維持や読書活動に理解と関心を高める意識の醸成が求められます。

施策での取組

主要施策

3-2-1 生涯学習活動の推進

- 長寿社会の中、高齢者のニーズに応じた学習機会を提供し、高齢者学級を推進するとともに、全年齢を対象とした生活・教養講座などを展開し、高齢者と各世代の交流による学習活動の創出へ発展するよう、生涯学習活動を推進します。
- 町内の生涯学習活動を踏まえ、活動参加者とともに地域の問題解決に向けて実践的に学び、その成果を地域社会で生かせる学習のあり方を構築します。

3-2-2 生涯学習推進体制の充実

- 生涯学習活動の拠点となる各施設において、住民の学習ニーズや時代の変化に応じた必要な設備等の整備を行い、施設の有効活用を図ります。
- 幅広い生涯学習施策を全世代に魅力があり、生涯学び続けることができる取組となるよう、生涯学習基本計画を策定し、生涯学習推進体制の充実を図ります。

3-2-3 図書館の充実

- 未就学園児のいる家族向けに休憩スペースの開設のほか、小中学校及び文化協会で作成された作品を展示するためのミニギャラリーの開設を検討するなど、子どもから高齢者まで幅広い年代層に対応した図書館運営を目指します。
- 誰もが利用しやすい図書館となるよう、開館時間や本の貸出・返却等、住民のニーズを踏まえた運営体制の見直しや改善を図ります。
- 園児や児童などに対する読み聞かせ、小中学生の学習スペースの充実、館内のPCによるICT教育の支援など、学校等と連携し、サポート体制充実を目指します。

■ 前期・後期基本計画期間における施策の推進

主要施策	前期	後期
3-2-1：生涯学習活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①高齢者のニーズに応じた学習機会の提供 ②高齢者と各世代の交流による学習活動の創出 ③全年齢を対象とした生活・教養講座などの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ①高齢者相互の学習課題の設定による高齢者学級の推進 ②高齢者と各世代の交流による学習活動の創出 ③講座関係者による町活性化を考える団体等の育成
3-2-2：生涯学習推進体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①生涯学習施設の整備と拡充 ②生涯学習基本計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ①生涯学習施設の整備と拡充 ②生涯学習基本計画の推進
3-2-3：図書館の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①施設の充実 ②運営体制の見直しと改善 ③サポート体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ①施設の充実 ②運営体制の見直しと改善 ③サポート体制の整備

■ わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割）

- 新たな知識・技術を学ぶ機会として、積極的に生涯学習活動に参加しましょう。
- 生涯学習活動の成果をまちづくり活動に生かしていきましょう。

施策3-3 スポーツ・レクリエーション

[めざす姿]

■誰もが生涯にわたってスポーツを楽しみ、心身ともに健康づくりに取り組んでいます。



施策を取り巻く環境

■ スポーツ・レクリエーション

- 町では、様々な世代がスポーツ活動を通じて、心身ともに豊かな生活を送ることができるよう、世代や運動能力に応じた住民の健康や体力の増進に取り組んでいます。
- 今後は、各スポーツ施設、用具などの充実及び更新、並びに安全面の確保を計画的に進めていくとともに、活動団体の活性化やスポーツ・レクリエーション活動の充実を進めていくことが求められます。

施策での取組

■ 主要施策

3-3-1 生涯スポーツの推進

- 住民の体力向上や健康の保持増進のため、地域での身近なスポーツ環境づくりの充実を図り、スポーツ推進委員会と連携したスポーツ情報の提供に努め、幅広い世代がスポーツ活動に日常的に参加できる環境づくりに取り組みます。
- 子どもから大人まで、生涯にわたって運動やスポーツを楽しむ習慣づくりのため、スポーツ機会の充実を図るとともに、引き続き体育協会をはじめとした団体とそのスポーツ活動を支援します。

3-3-2 生涯スポーツ施設の充実

- スポーツ施設の現状と課題を踏まえ、総合的な利活用と維持管理・整備を計画的に推進するとともに、住民の体力・健康の保持増進や町民の交流を支援するため、スポーツ施設、学校体育施設などの利活用を積極的に推進します。

3-3-3 スポーツを通じた地域活性化

- 「神流マウンテンラン&ウォーク」については、全国から多くの参加や地域住民の協力により、地域に愛されるスポーツイベントとして定着していることから、「する」「みる」「支える」観点から、今後も継続して開催できるよう住民との協働による運営に取り組みます。

■ 前期・後期基本計画期間における施策の推進

主要施策	前 期	後 期
3-3-1：生涯スポーツの推進	①生涯スポーツ活動の推進 ②関係団体と連携したスポーツ活動の支援	①生涯スポーツ活動の推進 ②関係団体と連携したスポーツ活動の支援
3-3-2：生涯スポーツ施設の充実	①各スポーツ施設維持管理・利用促進 ②町民体育館の改修 ③スポーツ施設利用申請の電子化	①各スポーツ施設維持管理・利用促進 ②町民体育館の改修 ③スポーツ施設利用申請の電子化
3-3-3：スポーツを通じた地域活性化	①「神流マウンテンラン&ウォーク」の住民協働による運営	①「神流マウンテンラン&ウォーク」の住民協働による運営

■ わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割）

- 健康づくりのため、年齢・体力に応じたスポーツ活動に取り組みましょう。
- 町内のスポーツ施設を積極的に利用するとともに、利用の際は安全に、大切に使いましょう。
- スポーツを通して町内外の人と交流しましょう。

施策3-4 地域の歴史・文化

[めざす姿]

- 誰もが郷土への誇りと愛情を持ち、受け継いできた歴史や文化の保護・保全・継承に取り組んでいます。
- 文化財が地域の資源として、地域間や世代間のつながりを育んでいます。



施策を取り巻く環境

地域の歴史・文化の継承

- 人々の価値観がますます多様化する中で、優れた芸術や郷土の歴史、文化に触れることは、地域への愛着とともに、新たな仲間づくりや交流を生む機会となるため、地域での様々な活動を通じて文化の継承を図っていく必要があります。
- 町内に残る貴重な文化財については、適切に保存、公開、活用に努め、今後も郷土の歴史に対する理解を深めるとともに、郷土への愛着を育むためにも、より多くの住民が郷土の歴史に触れる機会を創出していく必要があります。

施策での取組

主要施策

3-4-1 文化財の保存

- 町内の指定重要文化財の適切な修復や保存のほか、個人所有を含む有形文化財の所在確認と文化財に対する日常管理等への支援を行い、定期的な確認による保護と散逸防止に取り組めます。
- 各種文化財の保存や資料の整備を行うほか、収蔵される文化財の特性等を考慮し、資料館等の収蔵施設における公開方法や収蔵設備について検討を行い、文化財の適切な保存に努めます。

3-4-2 文化財愛護思想の普及

- 地域の文化財に対する理解を深めるため、文化財情報の広報・啓発活動を通じて、住民の意識の向上を図ります。

- 自然、有形・無形の各種文化財を学校や生涯学習での郷土教育の資源として活用し、郷土に対する愛着や誇りを持つ人材を育成します。
- 地域の文化財を身近なものとして周知を図るほか、地域資源として有効活用できるよう、指定文化財の回遊ルートの設定や案内板の設置を行います。

3-4-3 文化活動の支援と郷土芸能、伝統技術などの継承

- 文化協会や文化団体などの郷土芸能、伝統技術の保存・継承活動、後継者の育成や人材発掘を支援します。
- 文化的価値のある資料や郷土芸能、伝統技術を町全体の財産として後世に継承していくために、映像としての保存を進めるなど、デジタル化に対応した継承基盤の整備について検討します。

3-4-4 文化施設の充実

- 各種文化活動の拠点となるコイコイアイランド会館や学校施設の必要な整備を行うなど、有効利用に努めるほか、各種文化財の常設展示となる文化施設の充実を図ります。

■ 前期・後期基本計画期間における施策の推進

主要施策	前 期	後 期
3-4-1：文化財の保存	<ul style="list-style-type: none"> ①指定重要文化財の修復や保存等、所有者や管理者に対する支援 ②各種文化財の保存や資料の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ①指定重要文化財の修復や保存等、所有者や管理者に対する支援 ②各種文化財の保存や資料の整備 ③資料館等の収蔵設備の検討
3-4-2：文化財愛護思想の普及	<ul style="list-style-type: none"> ①文化財の広報・啓発活動の推進 ②指定文化財の案内板の設置 ③学校教育や生涯学習での文化財を生かした学習 	<ul style="list-style-type: none"> ①文化財の広報・啓発活動の推進 ②指定文化財の案内板の設置 ③学校教育や生涯学習での文化財を生かした学習
3-4-3：文化活動の支援と郷土芸能、伝統技術などの継承	<ul style="list-style-type: none"> ①文化協会や文化団体などの支援・育成 ②地域伝統文化の保存・継承 ③後継者の育成や人材発掘の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ①文化協会や文化団体などの支援・育成 ②地域伝統文化の保存・継承 ③後継者の育成や人材発掘の推進
3-4-4：文化施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①文化活動の拠点として施設の有効活用 ②文化財などの常設展示 	<ul style="list-style-type: none"> ①文化活動の拠点として施設の有効活用 ②文化財などの常設展示

■ わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割）

- 地域の歴史や文化を風化させないよう、町の財産である文化財を大切に保存・継承しましょう。
- 地域行事、祭りへの参加を通じて、伝統文化の保存・継承に取り組みましょう。

基本目標4 健やかに自分らしく生きるまち

施策4-1 健康づくり・保健活動

[めざす姿]

- 住民一人ひとりが健康管理に努めています。
- 心身ともに健康で安心して暮らせる保健体制が整備されています。



施策を取り巻く環境

健康づくり

- 急激な少子高齢化や生活習慣病による医療費の増大と、主要死因については、がん、心臓病、脳疾患が多くを占め、特に心臓病、脳疾患については、発症及び重症化予防に努めることが課題となっています。そのため、早期から健康的な生活習慣を身につけ、健康寿命を長く保つために各世代に合った健康増進を図り、がんについては、がん検診受診率向上及び、精密検査対象となった対象者の精密検査受診率向上に取り組む必要があります。
- 町では健康増進法による健康づくり計画「神流町健康増進計画（健康かな21）」を策定し、健康寿命の延伸を図ることを最大の目標として、生活習慣病や要介護状態を防ぐために、健康推進員や食生活改善推進員等と行政が一体となって、住民が生涯元気でいきいき暮らせる健康づくりの支援を推進しており、今後も住民の健康保持・増進のため、子どもから高齢者まで世代にあった段階的、継続的な健康づくりに取り組むことが重要となっています。
- ライフスタイルの変化などにより、身体や心の健康に不安を抱える人が増えているため、住民一人ひとりが自身の健康に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組み、個人の健康を地域で支える環境づくりをすることが求められています。

感染症対策

- 新型インフルエンザや新型コロナウイルス等、日頃から周知や啓発を行うとともに、様々な感染症が拡大した場合の被害を最小限に抑えるための感染症対策を臨機応変に行うことにより、社会・経済を維持していくことが求められます。

施策での取組

■ 主要施策

4-1-1 積極的な健康づくり活動の推進

- 神流町健康増進計画（健康かな21）に基づき、健康寿命の延伸につながるよう、生活習慣病や要介護状態の早期予防に重点を置き、地区組織と行政が一体となって、住民が生涯元気でいきいき暮らせる健康づくりの支援を推進します。
- 健康推進員や食生活改善推進員の養成及びこれらの健康づくり団体への支援を充実し、住民への健康維持・増進のための知識の普及や自主的な保健活動を促進します。

4-1-2 健康管理と各種指導体制の充実

- 住民自ら健康管理につながるよう、各世代の健康診査、がん検診の受診を促進し、受診率向上を図るとともに、検査結果に応じた健康教室と健康相談の充実及び健康状態不明者の把握に努めます。
- 高齢化の進行に伴い、移動手段が少ないことによって健康状態不明や健康状態の低下とならないよう、オンラインでの健康相談等の体制整備を推進します。

4-1-3 心の健康を保持するための体制整備

- 近年において、様々なストレスによる心の病が問題となっていることから、住民の心の健康を保持するための体制整備や実施方法を検討し、家庭、学校、地域、職場などと連携した心の健康に関する啓発活動、教育・学習機会の提供や相談窓口の体制整備を進めます。
- 様々な生きづらさを抱えた方の命の危険を示すサインに早い段階で気づき、声をかけ、必要な支援へとつなぐことができる人材等の育成に取り組むほか、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して、ストレス解消法や困難なことへの対処法等、関連する支援内容や心の相談の周知、対応力向上に努めます。

4-1-4 感染症対策の実施

- 感染症の大規模流行は、生活や地域の経済活動に深刻な影響を及ぼすことから、国・県・医療機関と連携を密にし、感染防止体制の構築のほか、情報通信技術（ICT）を活用した各種感染防止対策に努めます。
- 検査体制や受診体制の確立、備蓄品の整備やワクチンの確保等、感染症拡大防止に向けて異常の早期発見・早期受診を支援します。

■ 前期・後期基本計画期間における施策の推進

主要施策	前期	後期
4-1-1：積極的な健康づくり活動の推進	① 神流町健康増進計画（健康かな21）の見直し ② 健康づくり活動の推進 ③ 健康づくり団体への支援	① 健康づくり活動の推進 ② 健康づくり団体への支援
4-1-2：健康管理と各種指導体制の充実	① 健診（検診）の受診促進	① 健診（検診）の受診促進 ② オンラインによる健康相談等の体制整備
4-1-3：心の健康を保持するための体制整備	① 心の健康の啓発・支援体制の充実 ② 人材等の育成	① 心の健康の啓発・対応力の向上 ② 人材等の育成
4-1-4：感染症対策の実施	① 感染防止体制の構築 ② 各種感染防止対策の実施	① 感染防止体制の構築 ② 各種感染防止対策の実施

■ わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割）

- 各種健診を受診するなど、一人ひとりが生活習慣の重要性を認識し、健康管理に努めましょう。
- 地域、事業所内で心身の健康づくりに取り組みましょう。
- 感染症に対する知識や予防行動を身につけ、感染拡大防止に努めましょう。

施策4-2 地域福祉

[めざす姿]

- 多くの住民が地域でともに支え合う意識を持ち、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしています。
- 身近な地域での困りごとに対して、支援する地域の担い手が育っています。



施策を取り巻く環境

■ 地域福祉

- 少子高齢化や核家族化、人口減少などにより、家族や地域社会によるこれまでの“支え合い”が失われつつあり、支援を必要とする人数やケースが飛躍的に増えています。
また、福祉ニーズや課題は多様化、複雑化しており、早期に発見し、支援につなげていく、重層的な仕組みづくりが必要となっています。
- 「地域共生社会」の実現に向けて、地域の様々な福祉課題について、住民一人ひとりが「我が事」として捉え、関心を高めていく必要があります。また、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、多様な主体による地域づくりなど、地域福祉の推進が求められます。
- 高齢化の進行に伴い認知症高齢者等、判断能力が十分でない人の尊厳を守り、地域の中で暮らしていくことができるよう、認知症サポーター養成のほか、成年後見制度等、権利擁護の利用促進に取り組む必要があります。
- 今後、少子高齢化はさらに進行し、支援を必要とする高齢者や障がいのある人等、地域における支援のニーズはますます増大、多様化することが見込まれるため、住民一人ひとりが地域福祉活動の担い手として関心を持ってもらう必要があります。

■ 生活困窮者支援

- 生活保護制度は、生活に困窮するすべての人々に対して必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を支援する制度です。
- 現在も関係機関と連携し、低所得者に対する相談や生活保護制度の適正運用の促進に努めていますが、引き続き、低所得者の経済的自立と生活意欲の高揚に向け、継続して実施していく必要があります。

施策での取組

主要施策

4-2-1 福祉意識の醸成

- 地域でともに支え合う共生社会の実現に向けて、広報や学習機会、交流等を通じて福祉意識の醸成やきっかけづくりを進めるとともに、住民参画による地域福祉活動への参加意識を高めます。

4-2-2 地域福祉推進体制の確保

- 地域社会福祉活動の中心である社会福祉協議会の活動を支援し、地域ボランティア団体等の活動支援と人材確保支援を進めます。
- 社会福祉に係るニーズを的確に捉えたサービス提供とともに、重層的支援体制の整備と成年後見制度の普及、活用支援体制を整え、これまでに培ってきた各分野の専門性を生かしながら、継続的な伴走支援を行います。

4-2-3 地域福祉活動の充実

- 民生委員・児童委員の活動支援の強化とともに、住民、行政区等との連携を図り、地域ぐるみで、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるよう、連帯意識の高揚を図りながら、地域が一体となった福祉活動の育成・推進を目指します。

4-2-4 公共施設及び住環境のユニバーサルデザイン化

- 子どもや高齢者、障がいのある人等、誰もが使いやすいものとなるよう、公共施設及び住環境のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化に取り組み、物理的な障壁（バリア）を取り除きます。

4-2-5 災害時要援護者の把握

- 高齢者や要介護者の災害時避難対策として、関係団体や関係機関と連携協力し、情報の集約化に取り組み、防災計画と連携した福祉避難所の体制充実と災害時個別計画の作成を検討します。

4-2-6 生活保護世帯・生活困窮者への自立支援

- 生活保護世帯や、多様な問題を抱え、生活に困窮する又は困窮するおそれのある住民の自立や就労支援に向けて、関係機関と連携し、自立に向けた相談・支援に努めます。

■ 前期・後期基本計画期間における施策の推進

主要施策	前 期	後 期
4-2-1：福祉意識の醸成	①福祉意識の醸成	①福祉意識の醸成
4-2-2：地域福祉推進体制の確保	①地域ボランティア団体等の活動支援・人材確保 ②重層的支援体制の構築 ③成年後見制度の普及・活用促進	①地域ボランティア団体等の活動支援・人材確保 ②重層的支援体制の構築 ③成年後見制度の普及・活用促進
4-2-3：地域福祉活動の充実	①民生委員・児童委員の活動支援 ②地域が一体となった福祉活動の育成・推進	①民生委員・児童委員の活動支援 ②地域が一体となった福祉活動の育成・推進
4-2-4：公共施設及び住環境のユニバーサルデザイン化	①公共施設及び住環境のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化	①公共施設及び住環境のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化
4-2-4：災害時要援護者の把握	①災害時要援護者の把握 ②災害時個別計画の作成検討	①災害時要援護者の把握・更新 ②災害時個別計画の作成検討
4-2-5：生活保護世帯・生活困窮者への自立支援	①生活保護世帯・生活困窮者への自立支援	①生活保護世帯・生活困窮者への自立支援

■ わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割）

- 一人ひとりができることから地域での支え合いに取り組みましょう。
- 困りごとがある時は、ひとりで悩まずに相談しましょう。
- 民生委員児童委員やボランティア等の活動を理解し、地域での支え合いに協力しましょう。

施策4-3 高齢福祉

[めざす姿]

- 高齢者が、自身の尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるよう様々な支援が充実しています。



施策を取り巻く環境

■ 高齢福祉

- 国勢調査における高齢化率は61.5%と、国の水準を大きく上回る数値を示しています。
- 今後は、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、認知症高齢者等、支援が必要な高齢者は増えることが見込まれており、※フレイル対策等の介護予防、様々な生活支援の体制整備が必要となります。そのため、本人やその家族、医療、介護の専門職等だけではなく、地域社会全体で高齢者を支えていく取組が求められます。
- 高齢者が地域社会で活躍していくために、生きがいを推進するとともに、高齢者自身が地域社会の支え手となるよう取り組んでいく必要があります。

※フレイル:

加齢とともに心身の活力(運動機能や認知機能等)が低下した「虚弱」な状態を指し、健康な状態と日常生活で介護が必要な状態の中間の状態のこと。

■ 介護保険・地域包括ケア

- 町では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう包括的な支援・サービスを提供する地域包括ケアシステムの構築、深化に取り組んでいます。また、令和2年に高齢者が故郷で安心して暮らし続けられるよう、低価格の町営住宅(高齢者住宅)を整備し、町内での生活の継続を支援しています。
- 国保・後期・介護の各種保険事業や介護予防事業を実施しているものの、高齢化の進行等による社会情勢の変化及びマンパワー不足に対応する事業の浸透を図るため、庁内や地域、関係者と連携し、多職種による地域全体へ働きかける仕組みづくりが必要となっています。
- 地域における医療及び介護を総合的に推進する必要がありますが、医療機関との連携による在宅介護の限界点の延伸など、持続可能な制度の維持に向けた取組が課題となります。

施策での取組

主要施策

4-3-1 介護保険サービスの充実及び認知症対策の体制整備

- 町内の介護保険サービス事業所と調整を図りながら、施設入所希望待機者の解消に努めるとともに、必要な支援を受けながら住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、要支援者や要介護者に対する多様な介護サービス供給体制の確保と充実を図ります。
- 地域包括支援センターにおいて、関係機関の連携のもと、多様なニーズに柔軟に対応できるよう、さらなる地域包括ケアシステム体制の構築、深化に取り組めます。
- 元気な高齢者が自立した状態を維持するための介護予防を重視した運動教室などを支援するほか、認知症の理解普及を進め、認知症サポーター養成等の取組を推進します。

4-3-2 在宅生活支援の推進

- ひとり暮らし高齢者世帯などを対象として行う高齢者訪問事業を核として、町と社会福祉協議会と民生委員・児童委員等の各種団体による声かけなどにより、高齢者の安否や生活状況の確認のほか、安全・安心な暮らしの確保として、配食サービスや住宅改修支援事業等を推進します。
- 高齢者や障がい者等の交通弱者、買物弱者等への支援対策として、福祉バス及び有償タクシーの運行の充実に努めます。
- 終末期に向けた在宅生活の進め方や的確な介護サービス利用の説明など、在宅での医療・介護・福祉の切れ目のない支援を関係機関と連携して実施します。

4-3-3 生きがいづくり・介護予防対策

- 老人クラブに対する補助等を継続し、健康づくり・スポーツ・趣味・ボランティアなどの活動活性化による高齢者の交流機会と生きがいづくりを支援します。
- 各地区における、サロンの運営を奨励するとともに、「地域ミニデイサービス」などの運営に対し補助や支援を実施し、健康づくり及び介護予防活動による、高齢者の身体機能や生活習慣の改善や悪化を防ぎます。

■ 前期・後期基本計画期間における施策の推進

主要施策	前 期	後 期
4-3-1：介護保険サービスの充実及び認知症対策の体制整備	①介護保険サービスの充実 ②地域包括ケアシステム体制の構築、深化 ③認知症対策の体制整備	①介護保険サービスの充実 ②地域包括ケアシステム体制の構築、深化 ③認知症対策の体制整備
4-3-2：在宅生活支援の推進	①高齢者の安否や生活状況の確認 ②配食サービスや住宅改修支援等の推進 ③交通弱者、買物弱者等への支援対策 ④医療・介護・福祉の切れ目のない支援の実施	①高齢者の安否や生活状況の確認 ②配食サービスや住宅改修支援等の推進 ③交通弱者、買物弱者等への支援対策 ④医療・介護・福祉の切れ目のない支援の実施
4-3-3：生きがいづくり・介護予防対策	①高齢者の生きがいづくり ②介護予防事業の実施	①高齢者の生きがいづくり ②介護予防事業の実施

■ わたしたちができること（住民・地域・事業者に期待する役割）

- 積極的に介護予防に取り組むとともに、介護保険制度を理解し、適切な介護サービスの利用に努めましょう。
- 悩みや生活での困りごとがある時は、地域包括支援センターに相談しましょう。
- 地域ぐるみで高齢者等への声かけ、見守りを行うなど、地域で支え合う活動に参加しましょう。

施策4-4 子育て支援・少子化対策

[めざす姿]

- 地域や子育てに関わる関係者が連携し、子育てに安心感が持て、すべての子どもたちが健やかに育つまちとなっています。



施策を取り巻く環境

■ 子育て支援

- 町の総人口は減少傾向にあります。18歳未満の人口も減少傾向にあり、今後も同様に減少していくものと、推測されます。
- 18歳未満の子どもがいる世帯や多世代同居世帯は国や県の平均より高い割合を占めていますが、両親の共働きや祖父母世代も現役世代で就労している状況が増加していることから、安心して出産・子育てができる環境の整備が求められます。
- 町では、令和元年9月に子育て世代包括支援センターを設置し、母子手帳の交付や産前産後の訪問等、ケースの状態に合わせた相談・支援を実施しています。
また、必要に応じて支援プランを作成し、見通しを立てながら産前～子育て期のサポートを行っています。そのほか産後の母親への支援として、産後ケア事業を実施し、授乳指導や母親の休息のためのサポートを行っています。
- 子どもの幸せを第一に考えた支援を行うために、子育てに係る心身の不安や経済的な負担軽減を図るほか、特にひとり親家庭等に対しては、状況を的確に把握するとともに、不安を抱える家庭への相談支援や自立に向けた支援が必要となります。

■ 少子化対策

- 近年の出生数は毎年1～3人前後で推移しており、少子化に歯止めがかかっていない状況です。人口ビジョンでは、合計特殊出生率を緩やかに上昇させる（人口置換水準2.07）ことを目標にしており、女性の社会進出に伴う多様な子育てニーズに応えるため、支援の充実と包括的な子育て支援により、子育て家庭の希望に添った出産、子育て環境が求められます。
- 結婚や出産、子育てに対する価値観の多様化に伴い、住民の意識の変化を的確に捉えたうえで、子どもを生み育てやすいまちづくりを推進する必要があります。



施策での取組

■ 主要施策

4-4-1 保育の充実

- 共働きをはじめとする各家庭の就労状態や家庭環境に応じた保育体制を充実するため、現在実施している延長保育、一時預かり、放課後児童クラブを継続するとともに、0歳児からの保育実施等、保育ニーズを的確に捉えた運営形態を検討するほか、保育料の無料化を継続します。

4-4-2 子育て支援の充実

- 子育て世代包括支援センターの周知、利用促進を図り、安心して子育てできるよう切れ目のない支援を行うとともに、元気高齢者、家庭、PTA、ボランティア団体などと連携し、地域ぐるみで子育て支援環境の充実を図ります。

また、必要に応じて※ファミリーサポート事業の導入を検討します。

※ファミリーサポート事業：

子育ての手助けが欲しい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動。

4-4-3 母子保健活動・相談支援の充実

- 妊産婦健診、乳幼児健診をはじめ、産前産後の訪問等、母（父）子の健康管理や医療体制の充実に引き続き取り組みます。
- 妊娠届出時・妊婦訪問・新生児訪問での対面等を通じて困りごとを抱える子育て家庭の早期発見に努め、子どもの健やかな成長と、子育て家庭の育児不安の軽減に取り組みます。
- 子育て家庭への情報発信、相談については、個別通知、対面による相談対応を基本とし、ケースに合わせた支援を継続しますが、ウィズコロナ・アフターコロナへの対応としてオンライン相談等についても検討を進めます。

4-4-4 ひとり親・要保護児童への支援の充実

- ひとり親家庭の負担軽減のため、相談体制の充実を図るとともに、保護者の健康や就業に配慮し、一時預かり保育などを充実させるなど、ひとり親家庭等の自立促進に努めます。
- 関係機関・団体との連携のもと、援助や配慮を必要とする子どもと家庭に対し、きめ細かに取り組みます。

■ 前期・後期基本計画期間における施策の推進

主要施策	前 期	後 期
4-4-1：保育の充実	①保育料無料の継続 ②0歳児からの保育の検討・実施 ③保育時間の延長の継続 ④一時預かり保育の継続	①保育料無料の継続 ②0歳児からの保育の検討・実施 ③保育時間の延長の継続 ④一時預かり保育の継続
4-4-2：子育て支援の充実	①子育て世代包括支援センターの周知・利用促進 ②子育て支援環境の充実 ③ファミリーサポート事業の導入検討	①子育て世代包括支援センターの周知・利用促進 ②子育て支援環境の充実 ③ファミリーサポート事業の導入検討
4-4-3：母子保健活動・相談支援の充実	①母子保健活動 ②情報発信、相談対応 ③オンライン相談の検討	①母子保健活動 ②情報発信、相談対応 ③オンライン相談の検討
4-4-4：ひとり親・要保護児童への支援の充実	①ひとり親への支援 ②要保護児童対策	①ひとり親への支援 ②要保護児童対策

■ わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割）

- 子どもの健康維持のため、健診や健康相談には必ず参加しましょう。
- 地区住民、事業所等、地域ぐるみで子育て家庭を支援しましょう。
- 妊娠期や子育て期の不安や心配なことは相談しましょう。

施策4-5 障害福祉

[めざす姿]

- 障がいのある人が、自らの能力を発揮して社会参加し、地域でともに支え合いながら、安心して暮らせるまちが形成されています。



施策を取り巻く環境

■ 障害福祉

- 障がいのある人が適切なサービスを利用できるよう、関係機関等と連携して就労や日中活動の支援を進め、経済的自立を促すための就労支援を強化するとともに、自立生活のための相談支援等に継続して取り組む必要があります。
- 住み慣れた地域で生活していけるよう、さらには親亡き後の支援に対応するため、住まいの確保や日中活動の場の充実、権利擁護や自立生活支援のための相談支援等について継続して取り組む必要があります。
- 障がいのある人が地域で安心して暮らしていくために、障がいに対する正しい理解や知識の普及が求められており、今後は自立や社会参加に向けた支援に加え、「地域共生社会」の実現や障がいのある人に対する社会的障壁の除去、差別や偏見をなくし、安心して暮らすことができる取組が求められます。

施策での取組

■ 主要施策

4-5-1 障がい者(児)への理解促進

- 障がいの有無に関わらず、互いを尊重し合い、ともに地域で安心して暮らす「地域共生社会」の実現に向けて、あらゆる機会を捉え、正しい理解と知識の普及に努めます。

4-5-2 障がい者(児)への支援体制の充実

- 障がい者(児)やその家族が抱える悩み、課題などについて、解決や適切なサービス利用に向けた相談支援体制とともに、障がい者や家族のニーズに対応した在宅福祉サービスの充実に努めます。
- 障がい者(児)の親や当該障がい者の高齢化が進み、在宅障がい者(児)の日常生活に支障が生じていることから、障がい者(児)訪問介護等を検討します。

4-5-3 障がい者(児)の社会参加の支援

- 障がいがあっても社会的に自立した生活が送れるよう、地元企業等の協力を得て、一般就労機会の拡充に努めます。
- 日中活動の場となる地域活動支援センター(福祉作業所)の就労環境にあっては、新商品開発や販売を通じた交流などにより、生きがいに結びつく、内容充実を目指します。

■ 前期・後期基本計画期間における施策の推進

主要施策	前 期	後 期
4-5-1：障がい者(児)への理解促進	①障がい者(児)への正しい理解と知識の普及	①障がい者(児)への正しい理解と知識の普及
4-5-2：障がい者(児)への支援体制の充実	①相談支援体制の充実 ②必要サービス量の確保 ③障がい者(児)訪問介護等の実施検討	①相談支援体制の充実 ②必要サービス量の確保 ③障がい者(児)訪問介護等の実施検討
4-5-3：障がい者(児)の社会参加の支援	①一般就労機会の拡充 ②地域活動支援センターにおける就労環境の充実	①一般就労機会の拡充 ②地域活動支援センターにおける就労環境の充実

■ わたしたちにできること(住民・地域・事業者に期待する役割)

- 障がい者(児)について理解を深め、地域や近隣で支え合いましょう。
- 暮らしの中で困ったことがあったら、役場や相談事業者等へ相談しましょう。
- イベントや行事を開催する際は、障がいのある人等、誰でも参加しやすいように心がけましょう。

施策4-6 医療

[めざす姿]

- 関係機関との連携により、住民が安心して暮らせる地域の医療体制の充実に取り組んでいます。



施策を取り巻く環境

医療

- 年齢に関わらず、病気やケガに対する備えは、地域での暮らしに不可欠なものです。こうしたなかで、町内の医療体制は、診療所が2か所、歯科診療所が1か所あるほか、救急医療、2次医療については広域での医療機関が担っています。
- 今後、複数の医療問題を抱える高齢者が増えることから、町内外の医療機関との連携による地域医療体制の充実に努める必要があります。
- 保健・医療・福祉施策においては、重大な疾病等に陥ることがないように予防に重点を置いた取組が進んでいます。住民においても、定期的に健診(検診)を受けるなど、予防を心がけることが重要です。

施策での取組

主要施策

4-6-1 医療機器と体制の充実

- 常駐医師を確保するとともに、高度な検査ができるよう計画的な医療機器の更新、新規購入を行い、適正な医療やサービスを安定して提供する体制を確保します。
- 保健・福祉・介護及び隣接する診療所・病院との連携や協力を図り、地域に密着し、お互いに補完し合える地域医療体制の確立を推進します。
- 昨今の少子高齢化による人口減少、受診患者の減少などを踏まえ、今後の町内医療体制について検討を行い、オンライン診療等、住民が利用しやすい医療体制の構築・整備を推進します。

4-6-2 救急医療体制の強化

- 常駐医師、消防署及び公立藤岡総合病院等との連携を強化し、救急搬送体制の充実を推進するとともに、重病患者の輸送のため、ドクターヘリのランデブーポイントとなるヘリポートの管理とアクセスの向上に努めます。
- 情報通信技術（ICT）を活用し、初期対応力の向上を図ります。

■ 前期・後期基本計画期間における施策の推進

主要施策	前期	後期
4-6-1：医療機器と体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①常駐医師の確保 ②地域医療体制の確立 ③保健・医療・福祉の連携 ④医療体制の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ①常駐医師の確保 ②地域医療体制の確立 ③保健・医療・福祉の連携 ④医療体制の構築・整備 ⑤オンライン診療体制の構築
4-6-2：救急医療体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ①救急搬送体制の充実 ②ヘリポートの管理・アクセスの向上 	<ul style="list-style-type: none"> ①救急搬送体制の充実 ②ヘリポートの管理・アクセスの向上 ③初期対応力の向上

■ わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割）

- 健康管理のための予防医療に努め、疾病等の不安を解消しましょう。
- 多受診や重複受診、自己判断で治療を中断することは避けましょう。

基本目標5 お互いの心がかよい、つながりを生むまち

施策5-1 地域コミュニティ・協働のまちづくり

[めざす姿]

- 地域住民が地域の課題を把握し、課題解決に向けて取り組んでいます。
- 住民一人ひとりがそれぞれの能力を発揮し、支え合い、つながり合いながらまちづくりに参加して、地域に愛着と誇りを持って暮らしています。



施策を取り巻く環境

■ 地域コミュニティ

- 人口減少や少子高齢化により地域コミュニティの活力低下が課題となっています。集落機能を維持させるため、地域住民が地域の課題を把握し、課題解決に向けて取り組んでいく必要があります。

■ 協働のまちづくり

- 町では、住民と行政がより良いパートナーシップを築き、住民との協働によるまちづくりを定着させるための仕組みづくりを構築するとともに、住民が主体となって取り組む地域の景観美化活動や元気な地域づくり、まちづくり活動を支援してきました。
- 一方で、地域では買物や交通、高齢者の見守りなど行政だけでは解決できない日常生活に密接に関連した課題が顕在化しており、その解決にあたっては、より高次の住民参画を得た協働のまちづくりを推進していく必要があります。

施策での取組

主要施策

5-1-1 地域課題の掘り起こし・課題の把握

- 次世代を担う若者の流出対策や意識向上のために、若者の町民ワークショップや座談会を実施するなど、まちづくりについて話し合う土壌を育みます。
- 住民と行政の合意形成によるまちづくりの推進に向けて、地区担当職員が地区に出向き、地区の現状や課題の把握に努めます。
- 地区担当職員が懇談会やワークショップに参加し、住民と同じ目線で問題解決に取り組みます。

5-1-2 アクションプランの策定・活動支援

- 地域が支え合う自主的な活動を支援するとともに、各団体や各地区での問題意識の共有や課題解決に向けたアクションプランの策定、実践に関する支援体制を構築します。

前期・後期基本計画期間における施策の推進

主要施策	前期	後期
5-1-1：地域課題の掘り起こし・課題の把握	①町民ワークショップや座談会を実施 ②地区の現状や課題の把握	①町民ワークショップや座談会を実施 ②地区の現状や課題の把握
5-1-2：アクションプランの策定・活動支援	①地域の自主的な活動の支援	①地域の自主的な活動の支援 ②アクションプランの策定・支援体制の構築

わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割）

- 町の広報誌やホームページなど町政に関する情報の把握に努めましょう。
- 住んでいる地域に関心を持ちましょう。
- 町や、地域の課題を把握し、積極的にまちづくり活動へ参加しましょう。

施策5-2 人権・男女共同参画

[めざす姿]

- 性別、性的指向、性自認、障がい、いじめ等、あらゆる差別のない多様性に満ちたまちづくりへの取組が進んでいます。



施策を取り巻く環境

男女共同参画

- 社会の様々な分野において女性が参画する必要性が認識されてきていますが、女性の社会参画はまだまだ十分に進んでいない状況にあり、引き続き男女がお互いを尊重し、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現が求められています。
- 女性が社会の構成員の半分以上を占める中、町主催の実行委員会や検討委員会では、女性の参画が少ないため、意思や方針の決定に関わる立場の女性を増やし、構成員の意思を公正に反映できる参画の制度と運用が必要です。

人権

- 近年では、インターネットによる人権侵害や性的少数者への理解不足等、新たな課題も生じており、互いを認め、理解する意識の醸成が求められます。
- 国籍・地域や民族、性別、障がいの有無等による違い（多様性）を認め合う社会が求められており、一人ひとりの価値観に基づく多様な生き方の実現を後押しするとともに、まちづくりを通じて、様々な交流・つながりを創出していくことが重要となっています。

施策での取組

主要施策

5-2-1 男女共同参画の推進

- 地域における子育て・介護の支援拠点・相談体制の充実等、男女が平等で、ともに活躍する社会の実現に向けたまちづくりのため、男性の育児への参画や働き方の見直し、保育所や学童保育の利用促進等、仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）を推進するための啓発活動や推進事業等に取り組みます。

- 雇用の場面における男女の均等な機会と待遇を確保するため、町内事業者等に対し、男女雇用機会均等法の遵守や改善に対する啓発に取り組み、女性の雇用創出、雇用環境の向上に努めます。

5-2-2 まちづくり・政策検討への女性参加

- 町主催の実行委員会や検討委員会では、女性の登用比率を上げ、意欲と能力のある女性の参画による意見を取り入れた政策検討、意思決定機関となるよう、団体への周知、改善に努めます。
- 今後の女性の登用比率に応じて、町として指針等を策定するほか、補助団体への参画状況による補助率の修正等について検討します。

5-2-3 人権擁護・多様性を受け入れる社会の構築

- 人権が日常生活にどのような関わり方をするのか、身近な人権について考えます。
また、インターネットによる人権侵害や性的少数者への理解不足等、様々な人権問題に触れ、一人ひとりの人権が尊重され、安心して暮らせる地域社会を形成します。
- あらゆる差別等の解決を図り、住民一人ひとりが個性を尊重し合いながら、様々な国籍や文化、価値観を受け入れ、誰にとっても暮らしやすい多様性を受け入れる社会の構築を目指します。

■ 前期・後期基本計画期間における施策の推進

主要施策	前 期	後 期
5-2-1：男女共同参画の推進	①仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進 ②女性の雇用創出、社会参加の推進	①仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進 ②女性の雇用創出、社会参加の推進
5-2-2：まちづくり・政策検討への女性参加	①町主催の会議における女性の登用比率向上	①町主催の会議における女性の登用比率向上 ②女性参画に向けた指針の作成検討
5-2-3：人権擁護・多様性を受け入れる社会の構築	①人権擁護の推進 ②多様性を受け入れる社会の構築	①人権擁護の推進 ②多文化共生の地域づくり

■ わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割）

- 人権について理解を深め、互いの人権を尊重しましょう。
- 地域活動・家事・育児・介護などを男女で協力して行いましょう。
- 国籍・地域や性別、障がいの有無等による違いを認め合い、誰もが社会参加しやすい環境づくりに努めましょう。

施策5-3 移住定住の促進

[めざす姿]

- 関係人口の拡大により、町内外を問わず地域で活動する人材が確保され、地域の活力になっています。



施策を取り巻く環境

■ 関係・交流人口の創出

- 移住者の大幅な増加は望めない一方で、地域に残された自然や環境に関心を持ち、行事や風習の維持、地域の賑わいづくりなどに自発的に貢献したいという新たな人の流れが全国的に生じてきています。町においても、いわゆる「関係人口」の創出に取り組んでおり、今後さらに深化・拡大する施策が必要となっています。

■ 移住・定住対策

- 若年層の転出により生産年齢人口が減少すると同時に、町外からの転入が減少し、社会減の拡大を招いています。
- 少子高齢化や人口の減少に伴い、子どもや高齢者の暮らしに配慮した住環境が求められているほか、人口減少への対策として定住促進が大きな課題となっており、U/Iターンなどにより流入人口の増加を図るため、移住環境の整備、首都圏との交流を促進する必要があります。

施策での取組

■ 主要施策

5-3-1 「おもてなし」による交流の推進

- 個性豊かな地域行事や、地域団体等によるイベントを奨励し、「おもてなし」による交流を推進します。

5-3-2 交流促進のためのイベント啓発

○地域、地域団体及び町による各種イベントなどの情報を発信し、地域内外による交流の促進に努めます。

5-3-3 空き家バンク・空き店舗の転用、空き地の有効活用

- 空き家所有者の協力のもと、管理が良好な空き家については、空き家バンクへの登録を推進し、空き家等の有効活用を図ります。
- 町内の空き家の賃借や売買を促進し、移住希望者の確保や町内の若者などの流出防止対策に努めます。

5-3-4 空き家改修費補助・宅地造成

○空き家リフォームに対する補助金の整備や子育て世代が理想の住宅を建設するための宅地造成を支援するとともに、固定資産税等の補助や減免を行い、定住促進を図ります。

5-3-5 雇用の創出

○産業の6次化や特産物の開発により、町民や定住希望者の雇用機会の創出に努めるほか、テレワークの普及による勤務形態の変化に対応し、企業誘致などを含めて雇用の創出を目指します。

■ 前期・後期基本計画期間における施策の推進

主要施策	前期	後期
5-3-1：「おもてなし」による交流の推進	①地域行事や地域団体等によるイベントの開催	①地域行事や地域団体等によるイベントの開催
5-3-2：交流促進のためのイベント啓発	①各種イベントなどの情報発信 ②地域内外における交流の促進	①各種イベントなどの情報発信 ②地域内外における交流の促進
5-3-3：空き家バンク・空き店舗の転用、空き地の有効活用	①空き家バンクへの登録推進 ②空き家等の有効活用	①空き家バンクへの登録推進 ②空き家等の有効活用
5-3-4：空き家改修費補助・宅地造成	①空き家改修費補助・宅地造成の支援 ②定住促進への補助・減免の実施	①空き家改修費補助・宅地造成の支援 ②定住促進への補助・減免の実施
5-3-5：雇用の創出	①定住希望者の雇用機会の創出	①定住希望者の雇用機会の創出

■ わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割）

- 地域課題の解決に向け、関係人口と連携した取組に積極的に参加しましょう。
- 移住者等の新しい人の流れを受け入れるための機運を地域で醸成しましょう。

基本目標 6 持続可能な未来をともに築くまち

施策 6-1 健全な行財政運営

[めざす姿]

- 社会情勢の変化に対応した効率的、効果的な行財政運営が図られています。
- 中長期的な財政見通しを踏まえながら、健全な財政運営に努め、持続可能なまちづくりを進めています。
- 公共施設等の適正な再編や維持管理に取り組んでいます。



施策を取り巻く環境

行財政運営

- 町は、単独立町として多様化する住民のニーズや社会情勢の変化に的確に対応するため、収入の確保やサービスの向上、経費の削減等に努めていますが、少子高齢化や人口減少に伴い、歳入の根幹である町税の大幅な増収は見込めず、医療費や社会保障関係経費の増加、公共施設等の老朽化に伴う修繕や更新費用が見込まれるなど、依然として厳しい財政状況が続くものと予想されます。
- 住民の目線に立った質の高い行政サービスを提供し、より多様化する住民ニーズや高度化・複雑化する行政課題に確実に対応していくためには、よりスリムで、効率的・効果的な行政運営が求められています。

公共施設等の適正な維持管理

- 公共施設等総合管理計画、個別施設計画により老朽化施設を解体し維持管理経費の削減を図っていますが、各施設の維持管理計画を再検証し、不要な施設の統廃合を推進するとともに、必要な施設についてはより効果的な修繕計画を策定し維持管理経費の抑制を図る必要があります。

施策での取組

主要施策

6-1-1 健全な財政運営の促進

- 町税徴収率の維持及び向上に努め、実施事業や行事を評価し、事業の効果、効率性などを反映した予算編成による、健全な財政運営を進めます。
- 各種事業に対する国や県の動向を的確に把握し、補助金などの有利な財源の確保及び活用に努めます。

6-1-2 自主財源の確保

- ふるさと応援寄附や企業誘致等の産業振興策による増収を図り、自主財源の確保に努め、地方交付税に頼らない行政運営体制の確立及び行政経営の安定化を目指します。
- さらなる行政改革を進め、経営意識を持った運営を行うとともに、限られた財源を住民目線に立った行政サービスに充てるため、社会経済情勢や住民ニーズを的確に捉え、赤字事業の見直しにより、財源を確保します。

6-1-3 人事管理の適正化

- 職員一人ひとりの適正な業務量の把握に努めるとともに、再任用や定年延長制度の導入に伴い計画的な採用を行います。
また、業務の委嘱化や委託化を図ることで人件費の抑制に努め、少数精鋭の組織運営を目指します。
- 人事評価を活用し、職員のやる気や意欲の向上を図るとともに、コミュニケーションによる細やかな指導や助言を行い、様々な行政課題に対応できる積極的な意欲と行動力を持った人材の育成に努めます。

6-1-4 行政組織の見直しや再編

- コンパクトで持続可能なまちづくりや地域外から稼ぐ意識を高め、地域内循環の実現等、多様化する住民ニーズや新たな行政課題等に対し、柔軟に対応できる行政組織の見直しや再編を検討します。

6-1-5 公共施設マネジメント

- 公共施設等総合管理計画及び各個別施設計画に基づき、適正な維持管理とともに、施設の長寿命化を図り、将来財政負担の軽減・平準化に引き続き取り組みます。
- 公共施設を所管する課が策定する個別施設計画の進捗状況や定期点検による劣化状況を把握し、危険性が認められた施設については、早急に修繕・更新を行うとともに、利用率の低い施設については廃止・解体を検討します。

■ 前期・後期基本計画期間における施策の推進

主要施策	前 期	後 期
6-1-1：健全な財政運営の促進	①行財政改革の推進 ②補助金などの有利な財源の確保・活用 ③事業・行事等の評価・見直し	①行財政改革の推進 ②補助金などの有利な財源の確保・活用 ③事業・行事等の評価・見直し
6-1-2：自主財源の確保	①ふるさと納税等による財源確保 ②赤字事業の見直し	①ふるさと納税等による財源確保 ②赤字事業の見直し ③住民目線に立った行政サービスへの財源活用
6-1-3：人事管理の適正化	①職員の適正な業務量の把握 ②計画的な職員採用 ③人事評価を活用した人材育成	①職員の適正な業務量の把握 ②計画的な職員採用 ③人事評価を活用した人材育成
6-1-4：行政組織の見直しや再編	①社会情勢の変化に対応した行政組織の見直し・再編の検討	①社会情勢の変化に対応した行政組織の見直し・再編の検討
6-1-5：公共施設マネジメント	①公共施設の適正な維持管理 ②将来財政負担の軽減・平準化	①公共施設の適正な維持管理 ②将来財政負担の軽減・平準化

■ わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割）

- 町の財政状況や行政運営について関心を持ちましょう。
- 住民共有の資産として、公共施設等を長く大切に利用しましょう。

施策 6-2 自治体のデジタル化推進

[めざす姿]

- 利用しやすい行政サービスを提供するスマート自治体への変革が進んでいます。
- 業務の効率化によってできた時間や人材分を職員でなければできない仕事に充てることで、デジタル化と併せて、人の関わりによるきめ細かなサービスの充実につながっています。



施策を取り巻く環境

デジタル化推進

- 国においては、「新しい資本主義」実現に向けた重要な柱としてデジタル田園都市国家構想を掲げ、デジタルの力で地方の個性を生かしながら、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指しており、今後自治体のデジタル化はさらに加速するとみられます。
- 急速に進むデジタル社会へ対応するため、本町の行政運営においても業務等を効率化することで持続可能な形で行政サービスを提供していく行政のデジタル化を計画的に推進していく必要があります。

施策での取組

主要施策

6-2-1 行政の電子化・情報化の推進

- デジタル技術の活用を前提とした行政事務の見直し、業務改善を進め、業務プロセス全体の最適化を進めます。
- システムの安定稼働と情報セキュリティの強靭化に努めるとともに、各業務システムにおけるサーバー、パソコン、複合機などの情報機器を安定稼働するため計画的に更新します。
- 災害時における被災者・避難者などの通信手段として、避難所などへ設置した公衆無線LAN (Wi-Fi) の適切な更新を行います。
- 群馬県電子申請システムサービス、総務省が実施しているマイナンバーを活用した「ぴったりサービス」を活用し、電子申請サービスを充実させます。

6-2-2 時代に即した情報発信

- 町ホームページや広報紙について、必要に応じて構成などの見直しを図り、よりわかりやすくて確かな町政情報を提供します。
- 行政情報、観光、移住・定住情報等、広報内容やテーマ、情報の内容や伝える対象に応じて、広報紙やパンフレット、ウェブサイト、SNS等、効果的な媒体を選択することで、情報発信力を強め、町の情報をわかりやすく発信します。

■ 前期・後期基本計画期間における施策の推進

主要施策	前 期	後 期
6-2-1：行政の電子化・情報化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①情報通信技術（ICT）の活用などによる効率的な行政運営 ②設備の更新・セキュリティの強化 ③電子申請サービスの充実 	<ul style="list-style-type: none"> ①情報通信技術（ICT）の活用などによる効率的な行政運営 ②設備の更新・セキュリティの強化 ③電子申請サービスの充実
6-2-2：時代に即した情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ①町ホームページや広報紙によるわかりやすい情報発信 ②目的や対象、発信内容に応じた情報媒体の選択・発信 	<ul style="list-style-type: none"> ①町ホームページや広報紙によるわかりやすい情報発信 ②目的や対象、発信内容に応じた情報媒体の選択・発信

■ わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割）

- 情報通信技術（ICT）を使いこなす能力を積極的に身につけ、デジタル化されたサービスを利用してみましょう。

施策 6-3 官民連携・広域行政

[めざす姿]

- 近隣地域や、民間事業者等との連携を推進し、ともに発展するまちづくりを進めています。



🔍 施策を取り巻く環境

■ 官民連携

- 官民連携は、民間事業者等と行政が連携して公共サービスの提供を行う取組です。今後、高齢化や生産年齢人口の減少が進む中においても、住民の安全・安心な暮らしを確保するため、公共サービス水準の維持、向上に努める必要があります。

■ 広域行政・広域連携

- 住民の生活圏や経済活動は自治体の行政区域を越えて広域化しています。
また、高齢技術職員の退職や職員の減少に伴い、技術力の低下が懸念されるほか、行政運営の効率化・合理化が求められていることから、近隣自治体と共通する課題を共有し、広域的な視点による課題解決や行政運営、まちづくりを推進していく必要があります。
- 現時点では、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合において、消防、し尿の共同処理のほか、公共交通、観光等による広域連携が中心となっています。
今後は、国で進める地方行政のデジタル化等、新たな取組も含め、分野ごとにさらなる広域行政・広域連携を図ることが求められます。



施策での取組

主要施策

6-3-1 民間活力の活用

○効果的、効率的な行政運営を実現するために、※指定管理者制度や外部委託等、最適な事業手法を検討し、民間のノウハウを活用し、町が行う各種事務、業務の効率化、適正化を図るなど、官民連携によるまちづくりを推進します。

※指定管理者制度：

多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、平成15年6月の地方自治法改正により創設されたものです。

6-3-2 広域行政・広域連携の推進

○多野藤岡広域市町村圏振興整備組合において、構成する各自治体との連携を強化し、効果的・効率的な事務処理を行うほか、広域圏での課題を共有し、機能分担と相互補完を重点とした効率的な行政サービスの推進・充実に努めます。

○近隣自治体や、町と関わりのある自治体との連携による共通課題解決に向けて効果的な地域間連携を推進し地域活性化に取り組みます。

また、遠隔地との地域間交流、連携は、災害時の相互応援など、有事の際のリスク分散にもつながることから、様々な分野で交流機会を創出します。

前期・後期基本計画期間における施策の推進

主要施策	前期	後期
6-3-1：民間活力の活用	①指定管理者制度等の活用 ②官民連携によるまちづくりの推進	①指定管理者制度等の活用 ②官民連携によるまちづくりの推進
6-3-2：広域行政・広域連携の推進	①広域圏での共同事務処理による効率化 ②広域圏による課題の共有、対応 ③地域間連携の推進	①広域圏での共同事務処理による効率化 ②広域圏による課題の共有、対応 ③地域間連携の推進

わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割）

○広域圏や民間の持つ資源やノウハウを生かし、まち全体が持続的に発展できる新たな枠組みをつくっていきましょう。

資料編

資料編

資料1 策定組織・協議

1 神流町総合計画策定条例

平成24年6月28日

条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的、かつ、計画的な町政の運営を図るため、本町の総合計画を策定することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 町政の最高理念であり、本町の将来像及び基本目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 町政の基本的な計画であり、基本目標を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。
- (4) 実施計画 町政の具体的な計画であり、施策を実現するため実施する事業を示すものをいう。

(総合計画審議会への諮問)

第3条 町長は、基本構想を策定するに当たっては、あらかじめ、神流町総合計画審議会条例(平成15年神流町条例第21号)第1条に規定する神流町総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第4条 町長は、前条に規定する手続を経て、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

2 前項の規定は、基本構想の変更について準用する。

(基本計画及び実施計画の策定)

第5条 町長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

第6条 町長は、総合計画の策定後、速やかにこれを公表するものとする。

2 前項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(総合計画との整合)

第7条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 神流町総合計画審議会条例

平成15年4月1日

条例第21号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、神流町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、神流町総合計画に関する事項について、調査し、及び審議する。

(構成)

第3条 審議会は、委員12人で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

(1) 一般住民 7人

(2) 識見を有する者 5人

(任期)

第4条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、神流町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成15年神流町条例第35号)の定めるところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

序
論

第1章

第2章

基本構
想

第1章

第2章

第3章

基本計
画

序
章

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

基本目標6

資
料
編

3 第3次神流町総合計画審議委員

	委員別	氏名	備考
1	識見を有する者	高橋 静雄	区長会長
2	識見を有する者	黒澤 建広	商工会長
3	識見を有する者	天野 賢	観光協会長
4	識見を有する者	飯塚 英夫	農業委員会長
5	識見を有する者	新井 のり子	教育委員長
6	一般住民	黒澤 重雄	神流川森林組合副組合長
7	一般住民	新井 勝彦	社会福祉協議会長
8	一般住民	高橋 富久	若者代表 (商工会青年部代表)
9	一般住民	茂木 雄哉	若者代表 (青年会代表)
10	一般住民	黒澤 留美	P T A 代表
11	一般住民	新井 絵梨香	保育所保護者会代表
12	一般住民	黒田 直志	子育て連会長

資料 2 諮問・答申

1 諮問書

神流町第31-1号
令和5年1月19日

神流町総合計画審議会
会長 高橋 静雄 様

神流町長 田村 利 男

第3次神流町総合計画(案)について(諮問)

令和5年度から令和14年度までの10年間のまちづくりの指針となる第3次神流町総合計画を策定したいので、神流町総合計画策定条例第3条及び神流町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

2 答申書

令和5年2月22日

神流町長 田村利男 様

神流町総合計画審議会
会長 高橋静雄



第3次神流町総合計画（案）について（答申）

令和5年1月19日付け神流町第31-1号で諮問のありました第3次神流町総合計画（案）について、下記のとおり答申します。

記

当審議会では、貴職より諮問のあった第3次神流町総合計画（案）について、慎重に審議した結果、適切かつ妥当なものと認められ、案を了承するとの結論を得たので答申します。

なお、計画の推進にあたっては、柔軟に住民の意見に配慮されるよう要請します。

第3次神流町総合計画

発行年月：令和5年3月
発行・編集：神流町 総務課

〒370-1592 群馬県多野郡神流町大字万場90-6
電話：0274-57-2111(代) FAX：0274-57-2715
ホームページ：<http://www.town.kanna.gunma.jp/>

